

条	船舶消防設備規則	船舶の消防設備の基準を定める告示	解 説						
第36条	<p>第2章 消防設備の備付数量及び備付方法 第1節 第1種船及び第2種船</p> <p>(消火ポンプ) 総トン数4000トン以上の第1種船及び第2種船には3個、総トン数4000トン未満の第1種船及び第2種船(沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン未満の第2種船を除く。)には2個、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン未満の第2種船には1個の消火ポンプ(その能力等について告示で定める要件に適合するものに限る。)をそれぞれ備え付けなければならない。</p> <p>ただし、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン未満の第2種船であって外面が赤色の4個(平水区域を航行区域とするものにあつては、2個)の消防用手おけ又はバケツを直ちに使用することができるように分散して配置するものについては、この限りでない。</p> <p>2 消火ポンプは、いずれの消火栓における最大圧力も消火ホースの制御を有効に行い得る圧力を超えないものでなければならない。</p>	<p>第3章 消防設備の備付数量及び備付方法 第1節 第1種船及び第2種船</p> <p>(消火ポンプ) 第38条 規則第36条の告示で定める要件は、次の通りとする。</p> <p>1 2個以上の消火ポンプを備え付ける場合には、当該消火ポンプの合計能力は、船舶機関規則(昭和59年運輸省令第28号)第78条に規定するビルジ・ポンプに必要とされる能力を有するビルジ・ポンプが吸引することができる量の3分の2以上の量の水を消火のために送ることができるものであること。</p> <p>2 2個以上の消火ポンプを備え付ける場合には、当該消火ポンプは、同時に作動させた2個のポンプからの最大送水量を隣接するいずれの消火栓を経て送っている場合にも、すべての消火栓において、次の表の上覧に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力を維持することができるものでなければならない。かつ、前項の規定による合計能力を規則第36条第1項の規定により備え付けなければならない消火ポンプの数で除したものの80パーセント又は毎時25立方メートルのうちいずれか大きいほうの値以上の能力を有するものであること。</p> <table border="1" data-bbox="1222 787 2021 997"> <thead> <tr> <th>船舶の区分</th> <th>圧力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総トン数4000トン以上の第1種船 又は第2種船</td> <td>0.4メガパスカル</td> </tr> <tr> <td>総トン数4000トン未満の第1種船 又は第2種船(沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン未満の第2種船を除く。)</td> <td>0.3メガパスカル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 1個の消火ポンプを備え付ける場合には、当該消火ポンプは、船舶機関規則第78条に規定するビルジ・ポンプに必要とされる能力を有するビルジ・ポンプが吸引することができる量の3分の2以上の量の水を送ることができるものであり、かつ、その最大送水量を隣接するいずれの消火栓を経て送っている場合にも、すべての消火栓において0.3メガパスカルの圧力を維持することができるものであること。</p>	船舶の区分	圧力	総トン数4000トン以上の第1種船 又は第2種船	0.4メガパスカル	総トン数4000トン未満の第1種船 又は第2種船(沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン未満の第2種船を除く。)	0.3メガパスカル	<p>第2章 消防設備の備付数量及び備付方法 第1節 第1種船及び第2種船</p> <p>(消火ポンプ) 38.0(a) 区画規程が適用される船舶については、消火ポンプ能力の算定にあたって、機関規則に定めるところによるほか、区画規程によること。</p>
船舶の区分	圧力								
総トン数4000トン以上の第1種船 又は第2種船	0.4メガパスカル								
総トン数4000トン未満の第1種船 又は第2種船(沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン未満の第2種船を除く。)	0.3メガパスカル								
第37条	<p>第1種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船(以下「第1種船等」という。)には、海水連結管、消火ポンプ及び消火ポンプを作動するための動力源を、1区画室における火災によりすべての消火ポンプが作動不能とならないように配置しなければならない。ただし、総トン数1000トン未満の第1種船又は遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする総トン数3000トン未満の第2種船であつて、他の区画室に能力等について告示で定める要件に適合する非常ポンプを備え付けるものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 総トン数1000トン以上の第1種船等に備え付ける消火ポンプについては、1条以上の射水を船内のいずれの消火栓からも直ちに使用することができ、かつ、水の連続放出を確保するため自動的に起動するよう措置を講じなければならない。</p>	<p>第39条 総トン数1000トン未満の第1種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数2000トン以上3000トン未満の第2種船に係る規則第37条第1項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>1 固定式のものであること。</p> <p>2 最大送水量(2個以上の非常ポンプを備え付ける場合には、同時に作動させた2個のポンプからの最大送水量)を隣接するいずれの消火栓を経て送っている場合にも、すべての消火栓において、前条第2号の表の上覧に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力を維持することができるものでなければならない。かつ、同条第1号の規定による合計能力の40パーセント又は毎時25立方メートルのうちいずれか大きい値以上の能力を有していること。</p> <p>3 航海中前号に掲げる基準に適合するように配置すること。</p> <p>4 特定機関区域又は消火ポンプのある区画室のいずれかに隣接した区画室に配置しないこと。ただし、管海官庁が当該区画室の防火構造を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>5 機関区域と非常ポンプ及びその動力源のある区域との間には、直接通路を設けていないこと。ただし、通路の閉鎖装置等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>6 船首隔壁の後方に配置すること。</p> <p>7 非常ポンプの動力源のある区域には、適当な通風装置を備え付けること。</p> <p>8 非常ポンプが最大負荷で3時間以上稼動するのに十分な量の燃料を積載している燃料タンクを備え付けること。</p> <p>9 十分な量の予備燃料を備えていること。</p>	<p>(消火ポンプ) 37.2(a) 消火ポンプを自動的に起動するよう講じる措置は、射水を利用するに際して消火ポンプが自動的に起動されるような装置を備えることをいう。</p> <p>(消火ポンプ) 39.1.0(a) 非常ポンプは、原則として、船員が通常いる場所から離れた位置に設けられていないこと。やむを得ず、船尾楼のみに居住区域を有する船舶の船首部、貨物倉内の下部スツール等に非常ポンプを設置する場合には、当該場所における手動操作に加え、船橋又は火災制御場所から遠隔操作することができるよう必要な措置が講じられていることが望ましい。</p> <p>(b) 非常ポンプの吸引口を消火ポンプのある区画室に設ける場合は、海水弁は、当該区画室の火災によって影響されず、かつ、容易に近づき得る場所から操作できること。</p> <p>39.1.3(a) 「全吸込揚程」とは、吸込実揚程と吸込側損失水頭との和をいう。</p> <p>(b) (a)の吸込実揚程の起点となる喫水は、当該船舶が自航できる最小喫水(例えば、空倉入港状態)とし、また、通常の航行中の縦傾斜及び横傾斜(静的なものに限ることとして差し支えない。)も考慮すること。</p> <p>(c) 大型タンカー等であつて船尾構造等により本号の規定の適用が困難な船舶(船尾水槽内にレセスを設けなければ満足できない</p>						

- 2 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数2000トン未満の第2種船に係る規則第37条第1項の告示で定める要件は、次のとおりとする。
- 1 固定式のものである場合は前項第2号から第9号までに掲げる要件
 - 2 固定式以外のものである場合には、当該非常ポンプの動力源及び海水連結管が、機関区域に配置されないこと。

- 船舶、船尾水槽内にサブマージドポンプを設けなければ満足できない船舶等)については、非常ポンプを全吸込揚程が4.5mを超える位置に配置して差し支えない。
- 39.1.4(a) 特定機関区域または消火ポンプのある区画室のいずれかに隣接した区画室に非常ポンプを設置する場合は、当該両区画室間の隔壁は、非常ポンプを設置する区画室を防火構造告示別表第8の「制御場所等」として防熱措置を講ずること。
- 39.1.5(a) 本号の「機関区域」とは、消火ポンプの設置された機関区域をいう。
- (b) 「通路の閉鎖装置等を考慮して管海官庁が適当と認める場合」とは、機関区域と非常ポンプ及びその動力源のある区域(以下「非常ポンプ室」という。)との間の通路に次に掲げるいずれかの措置が講じられ、かつ、非常ポンプ室に至る別の通路が設けられている場合をいう。(図39.1.3<1>参照)
- (1) 火災時に遮断されるおそれのない場所から操作できる水密戸を設置すること。
 - (2) 防火構造規則第27条の7第2項の要件に適合する自己閉鎖型の戸を二重に取り付けたエアロック・スペースを設置すること。
- (A) 水密戸による場合

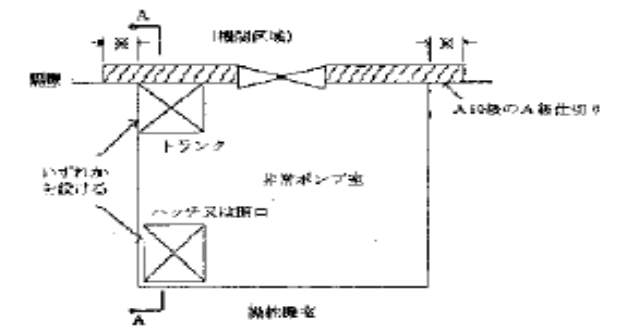
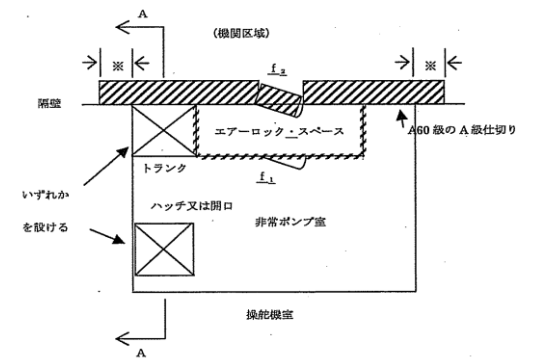


図39.1.3<1>参照

△△：遠隔操作のできる水密戸(防熱の必要はない。)であって、戸付近においても非常ポンプ室側から閉鎖できること。

※：450mm以上の防熱延ばし(防熱は、機関区域側へ施すことが望ましい)

(B) エアロックスペースによる場合



			<p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p style="text-align: center;">鋼又は鋼と同等の材料の隔壁</p> <p>f₁: 鋼又は鋼と同等の材料の合理的なガス密の自己閉鎖型の戸(戸のパッキンは、不燃性材料とすること。)</p> <p>f₂: 合理的なガス密の自己閉鎖型の A60 級防火戸</p> <p>(C) (A)又は(B)の A-A 断面</p> <p>イ ハッチ又は開口による場合</p>  <p>ロ トランクによる場合</p>  <p>備考 本図中の仕切りの防熱は、防火構造規則の規定に基づくもの</p> <p>図 39.1.3<1> 機関区域と非常ポンプ室との間の直接通路</p> <p>39.1.9(a) 「十分な量の予備燃料」とは、非常ポンプを最大負荷で 15 時間稼働するのに十分なものであり、かつ、主機のある場所の外部に備えられているものをいう。</p>
<p>第 38 条</p>	<p>(送水管)</p> <p>第 1 種船及び第 2 種船には、送水管を貨物による損傷を避けるように配置しなければならない。</p> <p>2 第 1 種船等には、送水管を消火ポンプのある機関区域内の部分とそれ以外の部分とに分離する弁を、機関区域外の容易に近づくことができ、かつ、保護された場所に取り付けなければならない。</p> <p>3 第 1 種船等には、前項の弁を閉鎖した場合において、消火ポンプのある機関区域を通過しない送水管を通して当該機関区域外の消火ポンプ又は非常ポンプにより消火栓(消火ポンプのある機関区域にあるものを除く。)に給水されるように送水管を配置しなければならない。ただし、非常ポンプの送水管にあつては、当該送水管の保護を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p>		<p>(送水管)</p> <p>38.3 (a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、当該送水管の機関区域内を通過する長さができる限り短いものであり、かつ、当該送水管が堅固な鋼製ケーシングにより閉囲される場合又は防火構造規則に規定する A60 級の防熱措置が施されている場合をいう。また、その場合、当該送水管は、肉厚 11mm 以上のものであって海水吸入弁に対するフランジ接続を除き、全て溶接されたものでなければならない。</p> <p>なお、当該送水管が海水吸入側のものである場合には、非常ポンプを設置している区画において遠隔操作が行えるよう措置が講じられていること。</p>
<p>第 39 条</p>	<p>(消火栓)</p> <p>第 1 種船及び第 2 種船には、消火栓を次に掲げる要件に適合するように備え付けなければならない。</p> <p>1 消火栓の数及び位置は、船舶の航行中旅客又は船員が通常近づくことができる場所及び貨物区域のいずれの部分にも 2 条(そのうち</p>		<p>(消火栓)</p> <p>39.1.1(a) 同一の消火栓に取り付けられている 2 個の並列の消火ホースからの別々の射水は 2 個の射水とは認められない。</p> <p>(b) 「車両区域内の閉囲された場所」とは、防火構造規則心得 13.2 の場所をいう。以下同じ。</p>

	<p>1 条は、単一の消火ホースによるものとし、第1種船等の車両区域内の閉囲された場所にあつては、他の1条も同様のものとする。)の射水(沿海区域又は平水区域を航行区域とする第2種船の車両区域以外の場所にあつては、単一の消火ホースによる1条の射水)が達することができるものであること。この場合において、居住区域、業務区域、車両区域及び機関区域内においては、すべての水密戸並びに主垂直区域隔壁及び主水平区域の境界となる隔壁のすべての戸は閉じられているものとし、貨物区域(第1種船等の車両区域内の閉囲された場所を除く。)は、空であるものとする。</p> <p>2 消火ホースを容易に連結することができる位置にあること。</p> <p>3 甲板積み貨物を積載する第1種船又は第2種船の暴露甲板に備え付ける消火栓は、常に容易に近づくことができる位置にあること。</p> <p>4 第1種船等の車両区域内の閉囲された場所に備え付ける消火栓の1は、当該閉囲された場所の出入口の近くの位置にあること。</p> <p>2 前項の規定により備え付ける消火栓のほか、第1種船等において、特定機関区域内の低い位置に出入口(船舶設備規程(昭和9年通信省令第6号)第122条の4第1項第2号の出入口に限る。)が設けられている場合には、当該区域の外側であつて当該出入口のうち1の出入口(軸路からの出入口がある場合には、その出入口)の近くに消火栓を2個備え付けなければならない。</p>		39.2(a) 「特定機関区域内の低い位置に出入口が設けられている場合」とは、防火構造規則心得22.3の場合をいう。
第40条	<p>(消火ホース)</p> <p>第1種船及び第2種船には、前条の規定により備え付ける消火栓1個につき1個の消火ホースを当該消火栓の近くの目につきやすい位置に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。</p> <p>2 旅客定員が36人を超える第1種船等に備え付ける消火ホースは、常に消火栓に接続しておかなければならない。</p>		
第41条	<p>(ノズル)</p> <p>第1種船及び第2種船には、前条の規定により備え付ける消火ホース1個につき1個のノズルを当該消火ホースの近くの目につきやすい位置に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。</p>		
第41条の2	<p>(水噴霧放射器)</p> <p>旅客定員が36人を超える第1種船等には、水噴霧放射器を、ロールオン・ロールオフ貨物区域以外の貨物区域であつて自走用の燃料を有する自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車をいう。以下同じ。)を積載するもの又はロールオン・ロールオフ貨物区域(以下「ロールオン・ロールオフ貨物区域等」という。)の目につきやすい位置に3個、特定機関区域内の場所の目につきやすい位置に2個、消防員装具の備付位置に1個備え付けなければならない。</p> <p>2 旅客定員が36人以下の第1種船等には、水噴霧放射器をロールオン・ロールオフ貨物区域等の目につきやすい位置に3個備え付けなければならない。</p>		
第42条	<p>(国際陸上施設連結具)</p> <p>総トン数500トン以上の第1種船には、1個の国際陸上施設連結具を備え付けなければならない。この場合において、これを船舶のいずれの側においても使用することができる施設を設けなければならない。</p>		
第43条	<p>(貨物区域における消防設備)</p> <p>遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数1000トン以上の第1種船及び第2種船には、貨物区域(ロールオン・ロールオフ貨物区域等を除く。次項において同じ。)には、固定式鎮火性ガス消火装置又は固定式高膨脹泡消火装置を備え付けなければならない。</p> <p>2 総トン数1000トン未満の第1種船等及び沿海区域を航行区域</p>		

	<p>とする総トン数1000トン以上の第1種船には、貨物区域に、管海官庁が適当と認める消防設備を備え付けなければならない。</p>		
<p>第43条の2</p>	<p>(ロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備)</p> <p>第1種船等には、ロールオン・ロールオフ貨物区域等に、それぞれ1個(ロールオン・ロールオフ貨物区域等が1のみである場合には2個)の持運び式泡放射器を備え付けるほか、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に掲げる消防設備を備え付けなければならない。</p> <p>1 閉囲された車両区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等であって当該区域の外部から密閉することができる区域 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式水系消火装置。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合は、この限りでない。</p> <p>2 前号に掲げる区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等 固定式水系消火装置。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合は、この限りでない。</p> <p>2 第1種船等には、自走用の燃料を有する自動車を積載する場所(以下「車両甲板区域」という。)の両舷に、20メートルを超えない間隔で、また、車両甲板区域の出入口付近の外部に、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付けなければならない。</p> <p>3 沿海区域又は平水区域を航行区域とする第2種船には、次に掲げる消防設備を備え付けなければならない。</p> <p>1 車両区域内の場所に、固定式水系消火装置又は管海官庁が適当と認める固定式の消火装置(閉囲された場所に限る。)</p> <p>2 車両甲板区域の両舷に、20メートルを超えない間隔で、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器</p> <p>4 閉囲された車両区域には、固定式鎮火性ガス消火装置を備え付けてはならない。</p>		<p>(ロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備)</p> <p>43-2.1.1(a) 持運び式泡放射器(発泡ノズル、持運び式タンク及び予備タンクにより構成されるもの)及び消火ホースからなる1組が同一の箇所にまとめて配置されていることを標準とする。この場合において、当該箇所が、射水消火装置用の消火ホースの設置位置に近接しており、かつ、当該消火ホースが持運び式泡放射器用として使用可能な場合には、両者を兼用することを認めて差し支えない。以下、他の規定により持運び式泡放射器を設置する場合においても同じ。</p> <p>43-2.1.1(a) 本号の規定において、「密閉することができる区域」とは、固定式鎮火性ガス消火装置が有効に機能する程度に閉鎖できる構造のものをいう。</p> <p>(b) 「管海官庁が当該船舶の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船にあつては、自動スプリンクラ装置を備え付ける場合をいう。</p> <p>43-2.1.2(a) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合とは、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船にあつては、固定式高膨脹式泡消火装置又は自動スプリンクラ装置を備え付ける場合をいう。</p> <p>43-2.2(a) 「車両甲板区域の出入口付近の外部」には、少なくとも1個の持運び式消火器を備え付けること。なお、この持運び式消火器は、第48条第1項の規定により備え付ける消火器と兼ねることでもよい。</p> <p>43-2.3.1(a) 「管海官庁が適当と認める固定式の消火装置」とは、固定式高膨脹泡消火装置、自動スプリンクラ装置又は手動スプリンクラ装置(消防設備告示心得附属書[5]「手動スプリンクラ装置の基準」に適合するものをいう。)</p>
<p>第44条</p>	<p>(油だきボイラ室等における消防設備)</p> <p>第1種船及び第2種船には、油だきボイラ又は燃料油装置のある場所(沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン未満の第2種船にあつては、油だきボイラのある場所に限る。)に、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれかのもの(第1種船等にあつては、固定式泡消火装置を除く。)を備え付けなければならない。この場合において、機関室と油だきボイラ室とが完全に隔離されていない場合又は燃料油が油だきボイラ室から機関室のビルジに流れ込むことができる場合には、その機関室と油だきボイラ室とをあわせて1区画室とみなすものとする。</p> <p>2 第1種船等には、油だきボイラ室の内部又は出入口付近の外部の目につきやすい位置に持運び式泡放射器を1個備え付けなければならない。</p> <p>3 第1種船等には、油だきボイラ室に、容量が135リットル以上の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器を1個備え付けなければならない。この場合において、当該消火器には、油だきボイラ室及び燃料油設備の一部がある場所のいずれの部分にも達することができるホースをリールに巻いて添えなければならない。</p> <p>4 沿海区域又は平水区域を航行区域とする第2種船には、油だきボイラ室に、容量が45リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器を1個備え付けなければならない。</p> <p>5 第1種船等には、油だきボイラ室の各たき火場及び燃料油設備の一部がある各場所に、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を2個備え付けなければならない。</p> <p>6 沿海区域又は平水区域を航行区域とする第2種船には、油だきボイ</p>	<p>(油だきボイラ室等における消防設備)</p> <p>第40条 規則第44条第7項の告示で定める乾燥物質は、次の通りとする。</p> <p>1 0.1立方メートル以上の体積を有するものであること。</p> <p>2 砂、ソーダをしみ込ませたおがくずその他の管海官庁が適当と認めるものであること。</p>	<p>(油だきボイラ室等における消防設備)</p> <p>44.0(a) 「油だきボイラ」とは、機関規則第42条のボイラをいう。以下同じ。</p> <p>(b) 第1種船等の油だきボイラ、燃料油装置のある場所又は内燃機関のある場所(すなわち特定機関区域)に備え付ける各種消防設備の備付数量については、表44.0<1>によることを標準とする。なお、沿海区域又は平水区域を航行区域とする第2種船にあつても規則で要求されている各種消防設備の備付数量については、必要な読み替えを行いこれに準じることとして差し支えない。</p> <p>44.3(a) 「燃料油設備の一部がある場所」とは、燃料油装置のある場所のうち、燃料油移送ポンプ又は油清浄器を設置した場所及び燃料油移送管系でバルブの集合した場所(特に必要があると認める場合に限る。)をいう。以下同じ。</p> <p>(b) 質量45kgの炭酸ガス消火器は、容量135lの泡消火器と同等の効力を有する消火器と認めて差し支えない。以下同じ。</p> <p>44.4(a) 質量16kgの炭酸ガス消火器、又は質量23kgの粉末消火器は、容量45lの泡消火器と同等の効力を有する消火器と認めて差し支えない。以下同じ。</p> <p>(b) 船舶に備え付ける炭酸ガス消火装置でホースにより炭酸ガスをボイラ室等のいずれの部分にも放出散布することができ、かつ、このためにのみ使用する炭酸ガスの量が16kgであるときは、この装置は容量45lの泡消火器と同等の効力を有する消火器とみなして差し支えない。以下同じ。</p>

ラ室の各たき火場及び燃料油設備の一部がある各場所に、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器若しくは粉末消火器を1個又は簡易式のこれらの消火器を2個備え付けなければならない。

7 第1種船等には、油だきボイラ室の各たき火場に、材質等について告示で定める乾燥物質を入れた容器及び散布用具を各1個備え付けなければならない。ただし、これらの代わりに、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付けることができる。

8 総トン数500トン以上の第1種船等には、特定機関区域（容積が500立方メートル以上のものに限る。）内の油だきボイラ又は加熱燃料油の清浄器のあるそれぞれの場所に、機関室局所消火装置を備え付けなければならない。

第45条 (内燃機関のある場所における消防設備)

第1種船等には、内燃機関（主機又は合計出力375キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。）のある場所に、次に掲げる消防設備を備え付けなければならない。この場合において、第4号の持運び式の消火器は、当該場所内のいずれの点からも10メートル以内の徒歩で到達することができる位置に配置しなければならない。

1 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置

2 持運び式泡放射器1個

3 加圧された燃料油又は潤滑油を含む装置及び伝動装置のすべての部分並びに他の火災危険箇所に、泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数の容量が45リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等の効力を有する消火器

4 2個以上の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器

2 総トン数500トン以上の第1種船等には、特定機関区域（容積が500立方メートル以上のものに限る。）内の内燃機関のある場所に、機関室局所消火装置を備え付けなければならない。

3 沿海区域又は平水区域を航行区域とする第2種船には、内燃機関（主機又は合計出力750キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。）のある場所に、次に掲げる消防設備を備え付けなければならない。この場合において、第2号の持運び式の消火器は、当該場所内のいずれの点からも10メートル以内の徒歩で到達することができる位置に配置しなければならない。

1 容量が45リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等の効力を有する消火器1個

2 2個以上の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器

4 前項の規定により沿海区域又は平水区域を航行区域とする第2種船に備え付けなければならない持運び式の消火器は、当該消火器1個につき簡易式の消火器2個をもって代えることができる。

5 沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数300トン未満の第2種船には、第3項第1号に掲げる消火器に代えて管海官庁が十分と認める数の持運び式又は簡易式の消火器を備え付けることができる。

6 沿海区域を航行区域とする第2種船であって、車両区域を有するものには、内燃機関（合計出力750キロワット以上の主機として使用するものに限る。）のある場所に、第1項第1号に掲げる固定式の消火装置を備え付けなければならない。（内燃機関のある場所における消防設備）

(内燃機関のある場所における消防設備)

45.0(a) 「合計出力」とは、各機関の連続最大出力の合計をいう。以下同じ。

(b) 「当該場所内のいずれの点」には、人が通常近づけない位置を含めることを要しない。以下同じ。

(c) 「10メートル以内の徒歩で到達することができる位置」とは、当該場所内の通路、階段等の路程に沿って10m以内の距離にある位置をいう。

(d) 44.0(b)は、本条について準用する。

45.1.3(a) 「加圧された燃料油又は潤滑油を含む装置及び伝導装置」とは、例えば、内燃機関、燃料油移送ポンプ、噴燃ポンプ、潤滑油ポンプ、潤滑油冷却器、油清浄機、逆転機、減速歯車装置、油圧管装置の弁類、こし器等をいう。

(b) 同一平面のフロア-内等消火の対象箇所に容易に本号の消火器を移動することができる範囲の場所にあつては、当該場所につき本号の消火器1個を配置することとして差し支えない。

(内燃機関のある場所における消防設備)

45.0(a) 「合計出力」とは、各機関の連続最大出力の合計をいう。以下同じ。

(b) 「当該場所内のいずれの点」には、人が通常近づけない位置を含めることを要しない。以下同じ。

(c) 「10メートル以内の徒歩で到達することができる位置」とは、当該場所内の通路、階段等の路程に沿って10m以内の距離にある位置をいう。

(d) 44.0(b)は、本条について準用する。

45.1.3(a) 「加圧された燃料油又は潤滑油を含む装置及び伝導装置」とは、例えば、内燃機関、燃料油移送ポンプ、噴燃ポンプ、潤滑油ポンプ、潤滑油冷却器、油清浄機、逆転機、減速歯車装置、油圧管装置の弁類、こし器等をいう。

(b) 同一平面のフロア-内等消火の対象箇所に容易に本号の消火器を移動することができる範囲の場所にあつては、当該場所につき本号の消火器1個を配置することとして差し支えない。

表 44.0<1> 第1種船等の特定機関区域における消防設備

消防設備	固定式消火装置(1式)	持運び式泡放射器(1個)	135l泡消火器等(1個)	砂箱(N個)	45l消火器等(十分数)	持運び式消火器		
						(2N個+燃料油設備)	(徒歩10m毎)	
特定機関区域								
油だきボイラ室	油だきボイラN個を有するもの	○	○	○ ¹	○ ²	—	○ ⁴	—
	油だきボイラN個及び燃料油装置を有するもの	○	○	○ ¹	○ ²	—	○ ^{4.5}	—
	油だきボイラN個、燃料油装置及び内燃機関を有するもの	○	○	○ ¹	○ ²	○ ³	○ ^{4.5}	○ ⁶
燃料油装置のみのある場所	○	—	—	—	—	○ ⁵	—	
内燃機関のある場所	内燃機関を有するもの	○	○	—	—	○	—	○ ⁶
	内燃機関及び油だきボイラN個を有するもの	○	○	○ ¹	○ ²	○ ³	○ ⁴	○ ⁶
	内燃機関及び燃料油装置を有するもの	○	○	—	—	○	○ ⁵	○ ⁶
内燃機関、燃料油装置及び油だきボイラN個を有するもの	○	○	○ ¹	○ ²	○ ³	○ ^{4.5}	○ ⁶	

			<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本表中○印は、消防設備欄に掲げる数の消防設備を備えることをいう。 2. 本表は、第44条、第45条、第59条、第60条及び第64条の規定に基づくものであり、適用するに当たっては、当該規定及びそれに対する心得に十分留意すること。 3. 本表及び本備考中「45I 泡消火器等」とあるのは、45I の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器を指す。「135I 泡消火器等」についても同様とする。 4. 本表中肩文字「1」から「6」までが付されている場合は、それぞれ次に掲げるとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「1」出力175KW未満の油だきボイラにあっては、45I 泡消火器等とすることができる(第59条第3項の場合)。 (2) 「2」持運び式の消火器N個をもつて代えることができる(第44条第7項及び第64条第3項の場合)。 (3) 「3」45I 泡消火器等が保護すべき場所を有効かつ容易に保護することができるよう135I 泡消火器等が備え付けられている場合(当該消火器のホースの長さに当該消火器の消火剤の放出距離の75%の距離を加えた範囲内に保護すべき場所があることを標準とする。)には、45I 泡消火器等のうち1個は省略して差し支えない。 (4) 「4」各たき火場に対して持運び式の消火器2個を配置する(第44条第5項及び第64条第3項の場合)。 <p>なお、1グループのかま前が接近している場合は、これをまとめた場所について2個(第44条第6項及び第64条第5項の場合は1個)あてとして差し支えない。</p> (5) 「5」燃料油設備の一部がある各場所に対して2個(第44条第6項及び第64条第5項の場合は1個)あて配置すること(第44条第5項及び第64条第3項の場合)。 <p>なお、燃料油設備の一部がある場所が接近している場合は、消火器を相互に兼用させて差し支えない。</p> (6) 「6」当該場所内のいずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置する(第45条第1項及び第60条第1項の場合)。 <p>なお、他の規定により当該場所内に備え付ける持運び式消火器であっても、いずれの点からも10m以内の徒歩で到達することができる位置に配置する消火器として算入することとして差し支えない。</p> <p>45.5(a) 第3項第1号に掲げる消火器に代える持運び式又は簡易式の消火器の数は、機関室の広さに応じて決定すべきであるが、総トン数100トン以上の船舶にあっては2個、総トン数100トン未満の船舶にあっては1個を標準とする。</p>
<p>第45条の2</p>	<p>(焼却炉又は油だき加熱機のある場所における消防設備)</p> <p>第1種船及び第2種船には、焼却炉又は油だき加熱機(油だきボイラを除く。以下同じ。)のある場所に、次に掲げる消防設備を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 焼却炉の最大処理熱量又は油だき加熱機の最大発熱量(以下「最大処理熱量等」という。)が毎時42万キロジュール以上84万キロジュール未満の場合には、容量が45リットルの移動式の泡消火器 1個 2 最大処理熱量等が毎時84万キロジュール以上419万キロジュール未満の場合には、容量が135リットル以上の泡消火器 1個 3 最大処理熱量等が毎時419万キロジュール以上の場合には、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれかのもの <p>2 第1種船及び第2種船には、焼却炉又は油だき加熱機があるそれぞれの場所に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を</p>		<p>(焼却炉又は油だき加熱機のある場所における消防設備)</p> <p>45-2.1(a) 「油だき加熱機(油だきボイラを除く。)」とは、油だき温水機、専用のイナート・ガス発生装置等火炎により温水、加熱熱媒等を発生させる装置をいう。以下同じ。</p> <p>(b) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、各号で要求される消防設備と同等又はそれ以上の効力を有する消防設備が同一区画室に設置されている場合をいう。この場合において、同一区画室に2以上の焼却炉又は油だき加熱機がある場合も同様とする。</p> <p>45-2.2(a) 最大処理熱量等が419万KJ/h以上の焼却炉又は油だき加熱機にあっては、最大処理熱量等の419万KJ/h又はその端数ごとに持運び式の消火器を1個備えさせること。ただし、1の焼却炉又は油だき加熱機について6個を超えることを要しない。</p> <p>(b) この規定により持運び式の消火器を2個以上備え付ける場合であって、同一区画室に他の規定により持運び式の消火器を備え付ける場合には、1個の消火器を除き相互に兼用して差し支えない。</p>

	<p>1 個（最大処理熱量等が、毎時 2 1 万キロジュール以上 4 2 万キロジュール未満の場合には 2 個）備え付けなければならない。ただし、最大処理熱量等が毎時 4 1 9 万キロジュール以上の場合には、管海官庁の指示するところによるものとする。</p> <p>3 総トン数 5 0 0 トン以上の第 1 種船等には、特定機関区域（容積が 5 0 0 立方メートル以上のものに限る。）内の焼却炉の火災危険場所に、機関室局所消火装置を備え付けなければならない。</p>		
<p>第 4 6 条</p>	<p>(蒸気タービン等のある場所における消防設備)</p> <p>第 1 種船及び第 2 種船には、蒸気タービン又は密閉型蒸気機関(主機又は合計出力 3 7 5 キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。)のある場所に、次に掲げる消防設備（第 3 号に掲げる消防設備にあっては、船員が継続的に配置されない場所に限る。）を備え付けなければならない。この場合において、第 2 号の持運び式の消火器は、当該場所内のいずれの点からも 1 0 メートル以内の徒歩で到達することができる位置に配置しなければならない。</p> <p>1 強制潤滑装置のすべての部分及びタービン、機関又は連結している伝動装置の強制潤滑部分を密閉しているケーシングのすべての部分並びに他の火災危険箇所に泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数の容量が 4 5 リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等の効力を有する消火器。ただし、油だきボイラ又は燃料油装置のある場所については、この限りでない。</p> <p>2 2 個以上の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器。</p> <p>3 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置。ただし、特定機関区域については、この限りでない。</p> <p>2 第 4 4 条第 5 項及び第 6 項の規定により備え付けなければならない持運び式の消火器は、前項の規定の適用については、同項第 2 号の持運び式の消火器とみなすことができる。</p> <p>3 第 4 5 条第 4 項の規定は、第 1 項の規定により沿海区域又は平水区域を航行区域とする第 2 種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。</p>		
<p>第 4 7 条</p>	<p>(固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)</p> <p>第 4 3 条及び前 4 条の規定により固定式鎮火性ガス消火装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>1 管は、鎮火性ガスを有効に分布するように配置すること。</p> <p>2 制御装置は、容易に近づくことができ、かつ、鎮火性ガスを放出する場所における火災によって遮断されるおそれのない位置にできる限りまとめて配置すること。</p> <p>3 船員が通常近づくことができる鎮火性ガスを放出する場所には、あらかじめ鎮火性ガスの放出を知らせる自動式の可視可聴警報装置を取り付けること。この警報装置は、鎮火性ガスの放出前の適当な期間作動するものでなければならない。</p> <p>4 鎮火性ガスを放出する貨物区域を旅客の居住区域として使用する場合には、旅客の居住区域として使用する間は、当該場所に対する鎮火性ガスの放出を停止することができること。</p> <p>5 炭酸ガスを消火剤として使用するものにあつては、ガス貯蔵容器は、次に掲げる要件に適合する場所に配置すること。</p> <p>イ ガスを放出する場所以外の他の用途に用いられない場所（船首隔壁の前方及び暴露甲板より 2 層以上下方の場所を除く。）であること。</p> <p>ロ 有効な通風装置が設けられていること。</p> <p>ハ 開放された甲板に通じる出入口を有すること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>ニ 出入口の戸並びにその場所の境界を形成する隔壁及び甲板は、</p>	<p>(固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)</p> <p>第 41 条 規則第 47 条第 1 項第 5 号への告示で定める温度は、摂氏 55 度とする。</p>	<p>(固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)</p> <p>47.1(a) 貨物区域(ロールオン・ロールオフ貨物区域等を除く。)に対する炭酸ガス消火装置の備付方法については、次の事項を標準とする。</p> <p>(1) 甲板間貨物区域を有する船舶にあっては、下部船倉とその上方のそれぞれの甲板間貨物区域に対し、それぞれ別個にガスが放出されるようになっていること。</p> <p>(2) 放出管は、呼び径 20mm 相当のものを使用すること。</p> <p>(3) 放出口は、放出区画の天井に、ガスの噴出分布が適当であるように設けられていること。このため放出区画の側壁のいずれの部分からも、できる限り 12m(煙管式火災探知装置と兼用しない場合には、有効な放出量と分布が確保されていることを条件として斟酌して差し支えない。)を超えないように配置しなければならないが、2 個の放出口は、同一の放出支管から分岐して取り付け差し支えないが、その分岐管の長さはほぼ同じにしなければならない。</p> <p>(b) 油だきボイラ室、内燃機関のある場所、タンカーのポンプ室及びロールオン・ロールオフ貨物区域等に対する炭酸ガス消火装置の備付方法については、次の事項を標準とする。</p> <p>(1) 放出主管の寸法は、圧力損失計算を行い個別に決定する場合を除き、その室に対する炭酸ガス所要量に応じて表 47.1<1>によること。</p> <p>なお、圧力損失計算により放出管等のサイズを決定する方法については、米国防火協会(National Fire Protection Association)の発行する National Fire Code No.12、(社)日本消火装置工業会によって定められた計算方法等がある。</p>

- ガス密なものであること。
- ホ 出入口の戸は、外開きのものであること。
- ヘ ニの隔壁及び甲板は、内部の温度が告示で定める温度を超えるおそれのないように十分に防熱措置が施されていること。
- 6 前号のガス貯蔵容器は、転落、転倒及び衝撃を受けるおそれのないように、かつ、再充てん及び点検のため取りはずすことができるように格納すること。
- 7 第5号のガス貯蔵容器内のガスの量を安全に確認するための措置を講じること。
- 8 制御装置のある場所には、当該装置の操作に関する明確な手引書を備えていること。
- 2 第44条の規定により固定式泡消火装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。
- 1 制御装置は、容易に近づくことができ、かつ、泡を放出する場所における火災によって遮断されるおそれのない位置にできる限りまとめて配置すること。
- 2 ポンプ及びその動力源は、泡を放出する場所における火災のため作動不能とならないように配置すること。
- 3 第43条及び前4条の規定により固定式高膨脹泡消火装置を備え付ける場合には、次の各号に掲げる当該装置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するものでなければならない。
- 1 インサイドエア方式(泡発生機が泡を放出する場所の内部に設置され、当該場所から空気を取り入れ、泡を放出する方式をいう。)次に掲げる要件
- イ 泡発生機は、泡を有効に放出するように、かつ、泡を放出する場所における火災又は爆発の影響によりその機能に支障を生じることのないように配置すること。
- ロ 泡発生機及び泡を放出する場所に設置される管は、当該場所に設けられた機器等の保守を妨げないように配置すること。
- ハ 動力源、泡原液の供給装置及び制御装置は、容易に近づくことができ、かつ、泡を放出する場所における火災によって遮断されるおそれのない当該場所の外部に配置すること。
- ニ 船員が通常近づくことができる泡を放出する場所には、あらかじめ泡の放出を知らせる可視可聴警報装置を取り付けること。
- 2 アウトサイドエア方式(泡発生機が泡を放出する場所の外部に設置され、当該場所の外部から空気を取り入れ、泡の供給ダクトにより放出する方式をいう。)次に掲げる要件
- イ 泡の供給ダクトは、泡を有効に放出するように、かつ、泡を放出する場所における火災又は爆発の影響によりその機能に支障を生ずることのないように配置すること。
- ロ 泡を放出する場所に設置される管は、当該場所に設けられた機器等の保守を妨げないように配置すること。
- ハ 前2号に掲げる方式以外の方式 管海官庁が適当と認めるものであること。
- 4 前5条の規定により固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。
- 1 ポンプ及びその制御装置は、水を噴射する場所の外部に配置すること。
- 2 噴霧ノズルは、有効に水を散布するように、かつ、ビルジ、タンク頂部及び燃料油が広がり得るその他の場所の上方並びに油だきボイラ室及び機関室内のその他の主要な火災危険物の上方に配置すること。
- 3 ポンプが独立の内燃機関によって作動する場合には、水を噴射する場所における火災が当該内燃機関への空気の供給に影響を与えないように当該内燃機関を配置すること。

表 47.1<1> 炭酸ガス所要量と最小呼称管径

炭酸ガス所要量(kg)		最小呼称管径	
ロールオン・ロールオフ貨物区域等	油だきボイラ室、内燃機関のある場所、タンカーのポンプ室		
290 未満	45.5 未満	1/2B	15A
290 以上 580 未満	45.5 以上 91 未満	3/4	20
580 " 867 "	91 " 136 "	1	25
867 " 1,485 "	136 " 233 "	1 1/4	32
1,485 " 2,142 "	233 " 366 "	1 1/2	40
2,142 " 4,016 "	366 " 630 "	2	50
4,016 " 7,650 "	630 " 1,200 "	2 1/2	65
7,650 " 13,069 "	1,200 " 2,050 "	3	80
13,069 " 20,400 "	2,050 " 3,200 "	3 1/2	90
20,400 " 30,218 "	3,200 " 4,740 "	4	100
30,218 " 58,459 "	4,740 " 9,170 "	5	125
58,459 " 91,991 "	9,170 " 14,430 "	6	250

- (2) 放出区画内の放出口オリフィスの合計面積は、その区画のガス所要量(kg)に 0.0313 を乗じた数(cm²)と(1)の放出主管の内径断面積(cm²)とのうちいずれか小さい方の 85%を超えてはならず、かつ、40%未満としてはならない。
- (3) 放出主管の寸法は、ガスが放出される放出口の個数及びオリフィスの断面積を考慮して定めること。
- (4) 放出口の数、型及び配置は、室内のいずれの部分にも、ほぼ均一な割合にガスが放出されるようにすること。
- (5) 油だきボイラ室、内燃機関のある場所及びタンカーのポンプ室に対する炭酸ガス消火装置の起動装置は、可聴警報装置が作動し、その後一定時間において炭酸ガスが放出される形式のものであること。この一定のガス放出遅延時間は、放出区画から人が脱出するのに要する時間を考慮して定められたものであり、いかなる場合にも 20 秒未満としてはならない。
- この場合、放出主管に取り付けられている制御弁を開放する操作を経なければ、ガス放出の操作ができないようになっていなければならない。
- また、警報が発せられてから 20 秒後には、炭酸ガスが放出されることのある旨を記載した注意銘板を放出区域の出入口扉の入口側等の適当な場所に設けることとする。
- (c) 固定式鎮火性ガス消火装置等の制御装置(制御弁を含む。)は、原則として、船員が通常いる場所から離れた位置に設けられていないこと。やむを得ず、船尾楼のみに居住区域等を有する船舶の船首部、貨物倉上部の甲板室等に制御装置を設置する場合は、当該場所における手動操作に加え船橋又は火災制御場所から遠隔操作することができるよう必要な措置が講じられていることが望ましい。
- 47.1.3(a) 「船員が通常近づくことができる」場所とは、特定機関区域、車両甲板区域、ロールオン・ロールオフ貨物区域、冷凍コンテナ積載場所等、戸や通行用マンホールが設けられており航海中通常人が出入りする場所をいい、一般の貨物倉、小圧縮機室、塗料庫、灯具庫等は含めることを要しない。
- (b) 可聴警報は、すべての機関が作動している状態においても、保護されている区域全体にわたって聞くことができるものであること。また、当該警報は、音圧又はパターンにより他の可聴警報と区別できるものであること。
- 47.1.5(a) 「有効な通風装置」は、適当な自然通風装置として差し支えない。ただし、暴露甲板より一層下方の甲板に設けられた場所又は開放された甲板

			<p>に出入り口がない場所にあつては、当該格納場所の底部から排気するように設置され、かつ、1時間に少なくとも6回の換気を行える能力を有する機械式通風装置とすること。</p> <p>(b) 消火剤が漏出して窒息するおそれのない場所に設けられている場合には、当該場所については、本号ハのただし書の規定を適用して差し支えない。</p> <p>(c) ガス貯蔵容器の格納場所(高圧式 CO2 ガス貯蔵容器を格納する場所を除く。)には「高圧式」又は「低圧式」の表示がなされていること。ただし、ガス貯蔵容器をガスを放出する区域に分散して貯蔵する方式を採用する場合にあつては、当該容器に加圧圧力が表示されていれば、この限りでない。</p> <p>47.1.7(a) 「ガスの量を安全に確認するための措置」とは、例えば次のようなものをいう。</p> <p>(1) 容器及び設置場所にあらかじめつり金具等を備え、計測用のはかりを備える。</p> <p>(2) 容器の周辺に計測用スペースをあらかじめ設け、液レベル測定用のセンサー又は温度測定テープを備える。</p> <p>47.1.8(a) 手引書は、船員の安全をも考慮したものであること。 (固定式高膨脹泡消火装置)</p> <p>47.3.0(a) 泡を放出する場所には、泡が放出される際に当該場所を通風することができるような措置を講じるとともに、火災の際に上方のダンパ、扉及びその他の適当な開口が開放された状態に維持されるような措置を講じること。ただし、インサイドエア方式においては、500m³に満たない泡を放出する場所には、当該措置を講じなくても差し支えない。</p> <p>47.3.1(a)(1) 泡発生機が設置される場所においては、加圧状態を避けるため通風することができるような措置を講じること。</p> <p>(2) 泡発生機が設置される場所においては、当該装置の凍結を避けるため加熱することができるような措置を講じること。</p> <p>(b) インサイドエア方式における泡発生機は、以下によること。</p> <p>(1) 一般に試験の結果に基づき配置されること。</p> <p>(2) 泡の放出口の全面からの間隙を1m未満として試験された場合を除き、当該間隙が1m以上になるように配置されること。</p> <p>(3) 機関区域及び貨物ポンプ室に泡を放出する泡発生機は、以下によること。</p> <p>(i) 燃焼機関、ボイラ、清浄機及び類似の機器が設置される各区画には、2つ以上の泡発生機を備えること。ただし、小さい作業室及び類似の区画にあつては、泡発生機を1つのみとして差し支えない。</p> <p>(ii) 機関室囲壁を含む泡を放出する場所には、最上部の天井より下方に均等に配分して配置すること。</p> <p>(iii) 火災の危険が大きい全ての場所が、全ての部分及び全ての層において保護されるようにすること。ただし、(ii)にかかわらず、この目的のために、障害物により避けられる場所に、追加の泡発生機を備えることが要求されることがある。</p> <p>(iv) 主要構造部材の裏側であつて、機関及びボイラーより上方に当該機器から離し、爆発による損傷を受けないような場所に配置すること。</p> <p>(4) 貨物区域に泡を放出する泡発生機は、以下によること。</p> <p>(i) 数は試験の結果に基づく必要はないが、試験に基づき決定された設計充填率以上の充填率が得られるものであること。</p> <p>(ii) 各区画には、2つ以上の泡発生機を備え、積載される貨物が障害物となり得ることを考慮し、泡を均一に配分できるように配置すること。</p> <p>(iii) 可動式甲板を含め少なくとも2層毎に配置し、水平方向については、実物大模型試験に基づき、泡を放出する場所の全ての部分において、泡を迅速に放出できるように配置すること。</p>
--	--	--	---

			<p>(c) 「船員が通常近づくことができる泡を放出する場所」とは、機関区域、貨物ポンプ室及びロールオン・ロールオフ貨物区域等をいう。</p> <p>47.3.2(a)(1) 泡発生機が設置される場所においては、加圧状態を避けるため、通風することができるような措置を講じること。</p> <p>(2) 泡発生機が設置される場所においては、当該装置の凍結を避けるため加熱することができるような措置を講じること。</p> <p>(3) 泡発生機は、新鮮な空気が供給される場所に配置すること。</p> <p>(b) アウトサイドエアー方式における泡の供給ダクトは、以下によること。</p> <p>(1) 一般に試験の結果に基づき配置されること。</p> <p>(2) 数は試験の結果に基づく必要はないが、試験に基づき決定された設計充填率以上の充填率が得られるものであること。</p> <p>(3) 放出口の全面からの間隙を 1m 未満として試験された場合を除き、当該間隙が 1m 以上になるように配置されること。</p> <p>(4) 泡発生機が泡を放出する場所に隣接して設置される場合には、泡の供給ダクトは泡発生機と泡を放出する場所との間隙が 450mm 以上離れるように設置し、互いに隣接する区画の境界は「A-60」級の耐火仕切りとすること。</p> <p>(5) 機関区域及び貨物ポンプ室に泡を放出する泡の供給ダクトは、以下によること。</p> <p>(i) 燃焼機関、ボイラ、清浄機及び類似の機器が設置される各区画には、2つ以上の泡供給ダクトを備えること。ただし、小さい作業室及び類似の区画にあっては、泡供給ダクトを1つのみとして差し支えない。</p> <p>(ii) 機関室囲壁を含む泡を放出する場所には、最上部の天井より下方に均等に配分して配置すること。</p> <p>(iii) 火災の危険が大きい全ての場所が、全ての部分及び全ての層において保護されるようにすること。ただし、(ii)にかかわらず、この目的のために、障害物により避けられる場所に、追加の泡の供給ダクトを備えることが要求されることがある。</p> <p>(iv) 主要構造部材の裏側であって、機関及びボイラーより上方に当該機器から離し、爆発による損傷を受けないような場所に配置すること。</p> <p>(6) 貨物区域に泡を放出する泡の供給ダクトは、以下によること。</p> <p>(i) 各区画には、2つ以上の泡の供給ダクトを備え、積載される貨物が障害物となり得ることを考慮し、泡を均一に配分できるように配置すること。</p> <p>(ii) 可動式甲板を含め少なくとも2層毎に導き、水平方向については、実物大模型試験に基づき、泡を放出する場所の全ての部分において、泡を迅速に放出できるように配置すること。</p> <p>47.3.3(a) 泡発生機が泡を放出する場所の内部に設置され、当該場所の外部から空気供給ダクトにより空気を取り入れ、泡を放出する方式にあっては、アウトサイドエアー方式と同等の性能及び信頼性を有するものであれば、次に示す装置の仕様について考慮した上で認めて差し支えない。</p> <p>(1) 供給ダクトにおける流量及び空気圧の下限及び上限</p> <p>(2) ダンパの機能及び信頼性</p> <p>(3) 泡放出口を含めた空気供給ダクトの配置及び配分</p> <p>(4) 空気供給ダクトの保護される区画からの隔離</p>
<p>第47条の2</p>	<p>(その他の機関区域の消防設備)</p> <p>第1種船等には、第44条から第46条までに規定する場所以外の機関区域内における次に掲げる場所に、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器(第2号に掲げる場所にあつては、泡消火器を除く。)を1個(第2号に掲げる場所であつて主配電盤のある場所にあつては、2個)備え付けなければならない。</p> <p>1 作業室、内燃機関、強制潤滑装置を有する機械又は油圧機械のある場所、給油場所その他油火災を生じるおそれのある場所(次号に</p>		<p>(その他の機関区域の消防設備)</p> <p>47-2.1(a) 油火災及び電気火災の両方を生じる恐れのある場所にあつては、両方の火災に対応する持運び式の消火器(鎮火性ガス消火器又は粉末消火器)を備え付けること。</p> <p>(b) 油火災及び電気火災を生じる恐れのない作業室にあつては、持運び式の液体消火器を認めて差し支えない。</p> <p>(c) 「油圧機械のある場所」に備え付ける持運び式の消火器については、油圧ポンプ、油圧シリンダ若しくは油圧モータであつて出力3KW以上のもの</p>

	<p>掲げる場所を除く。)</p> <p>2 機関制御室、冷凍機械、通風機械（単一のダクトに備え付ける小容量のものを除く。）又は空気調和機械のある場所その他電気火災を生じおそれのある場所</p> <p>2 第1種船等には、特定機関区域（容積が500立方メートル以上のものに限る。）内のイナート・ガス発生装置の火災危険場所に、機関室局所消火装置（総トン数500トン以上の第1種船等に限る。）及び2個の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付けなければならない。</p>		<p>の又は作動油タンク(以下「油圧ポンプ等」という。)のある場所(暴露部を除く。)の区画室ごとに1個以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する油圧回路内の油圧ポンプ等については、本号の持運び式の消火器を備え付けることを要しない。</p> <p>(1) 作動油の総量が100l以下の油圧回路</p> <p>(2) 作動油の引火点が200℃以上の油圧回路</p> <p>(d) 定期的に無人となる場所であって出入口が複数ある場所には、各出入口に1個備え付けること。</p>																
<p>第48条</p>	<p>(居住区域等における消防設備)</p> <p>第1種船及び第2種船（沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン未満の第2種船（係留船を除く。）を除く。以下この項において同じ。）には、居住区域、業務区域及び制御場所内における次の表の上欄に掲げる場所に、それぞれ同表の下欄に掲げる持運び式の消火器を備え付けなければならない。かつ、総トン数1000トン以上の第1種船及び第2種船にあっては、これらの消火器のうち居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は、5個以上でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="320 751 1098 1598"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>持運び式消火器の種類及び数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">居住区域</td> <td>公室及び雑居室</td> <td>床面積250平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>通路の長さ25メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個</td> </tr> <tr> <td>診療室</td> <td>液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業務区域</td> <td>調理室、貯蔵品室、ロッカー室、郵便物室、金庫室、作業室及び手荷物室</td> <td>泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個(フライヤーを有する調理室にあっては、2個)</td> </tr> <tr> <td>調理器具のある配せん室及び洗濯物乾燥室</td> <td>液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個</td> </tr> <tr> <td>制御場所</td> <td>液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個(床面積が50平方メートル以上である操だ室にあっては、2個)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第1種船等及び係留船の調理室のレンジからの排気用のダクト（旅客定員が36人を超える第1種船及び係留船以外のものにあつては、居住区域又は可燃性物質のある場所を通るものに限る。）には、次に掲げる要件に適合する固定式の消火装置を備え付けなければならない。</p> <p>1 ダクト内の油の火災を有効に消火することができるものであること。</p> <p>2 ダクト内の火災により自動的に作動するものであること。</p> <p>3 調理室の入口付近から操作することができるものであること（旅</p>	場 所	持運び式消火器の種類及び数	居住区域	公室及び雑居室	床面積250平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個	通路	通路の長さ25メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個	診療室	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個	業務区域	調理室、貯蔵品室、ロッカー室、郵便物室、金庫室、作業室及び手荷物室	泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個(フライヤーを有する調理室にあっては、2個)	調理器具のある配せん室及び洗濯物乾燥室	液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個	制御場所	液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個(床面積が50平方メートル以上である操だ室にあっては、2個)	<p>第42条 規則第48条第3項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>1 消火器は次に掲げる要件に適合すること。</p> <p>イ 炭酸ガス消火装置を備える場合には、炭酸ガスの量は、当該塗料庫の総容積の量の炭酸ガスを供給するための十分なものであること。</p> <p>ロ 粉末消火装置を備える場合には、床面積1平方メートル当たり0.5キログラム以上の消火剤を供給するための十分なものであること。</p> <p>ハ 水噴霧装置又はスプリンクラ装置を備える場合には、床面積1平方メートル当たり5リットル以上の水を供給するための十分なものであること。</p> <p>2 当該塗料庫の外部から操作できるものでなければならない。</p>	<p>(居住区域等における消防設備)</p> <p>48.1(a) 「雑居室」とは、1室に8人以上が居住する部室のことをいう。</p> <p>(b) 「公室」には、売店が含まれる。</p> <p>(c) 「フライヤーを有する調理室」に備え付ける持運び式消火器のうち1つは、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器であること。</p> <p>(d) 「貯蔵品室」及び「ロッカー室」にあっては、床面積が4m²以上の場合に限る。</p> <p>(e) 48-2.0(b)(1)に掲げる場所については、出入口の外側の近くに本号の持運び式の消火器が備え付けられており、当該消火器を迅速に使用することができる場合には、当該消火器をもって本要件に適合していることとして差し支えない(例えば、面積の小さい金庫室と面積の小さい手荷物室が隣接している場合、それぞれの出入口の外側から近い位置にある粉末消火器1つを、金庫室と手荷物室とで共有することができる。)</p> <p>(f) 操だ室と海図室が隣接しており、かつ、操だ室から海図室に直接通じることができる場合又は中央制御場所が操だ室の一部である場合には、当該海図室又は中央制御場所には、持運び式の消火器を備え付けることを要しない。</p> <p>48.2(a) 消防設備告示心得附属書[6]「調理室レンジからの排気用ダクトの消火装置の基準」に適合するものは、本項の要件に適合するものと認めて差し支えない。</p> <p>48.3(a) 「管海官庁が適当と認める場合」とは、第二種船のうち沿海区域又は平水区域を航行区域とするものの塗料庫の出入口付近の外部に、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個を備え付けている場合をいう。</p> <p>48.6(a) 自動拡散型の消火器は、閉囲された場所の容積を有効鎮火容積で除した数を標準として備えるものとする。以下同じ。</p>
場 所	持運び式消火器の種類及び数																		
居住区域	公室及び雑居室	床面積250平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個																	
	通路	通路の長さ25メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個																	
	診療室	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個																	
業務区域	調理室、貯蔵品室、ロッカー室、郵便物室、金庫室、作業室及び手荷物室	泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個(フライヤーを有する調理室にあっては、2個)																	
	調理器具のある配せん室及び洗濯物乾燥室	液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個																	
制御場所	液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個(床面積が50平方メートル以上である操だ室にあっては、2個)																		

	<p>客定員が36人を超える第1種船及び係留船に備え付けるものに限る。)</p> <p>3 第1項の船舶の塗料庫には、能力等について告示で定める要件に適合する炭酸ガス消火装置、粉末消火装置、水噴霧装置又はスプリンクラー装置のうちいずれか1の装置を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン未満の第2種船(係留船を除く。)には、居住区域及び業務区域のいずれの部分への距離も15メートル以内となるように持運び式の液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(りん酸塩類を消火剤とするものに限る。)を備え付けなければならない。かつ、その数は、甲板ごとに2個以上でなければならない。この場合において、塗料庫には、出入口付近の外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個を備え付けなければならない。</p> <p>5 第45条第4項の規定は、第1項又は前項の規定により第2種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。</p> <p>6 第1種船及び第2種船の塗料庫、手荷物室その他閉鎖されている場所に自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合には、管海官庁は、その有効鎮火容積及び配置状況に応じ、さしつかえないと認める限度まで第1項及び第4項の規定により備え付けなければならない消火器の数を減ずることができる。</p>								
<p>第48条の2</p>	<p>(持運び式の消火器の備付方法)</p> <p>第43条の2第2項、第44条第5項から第7項まで、第45条第1項、第3項若しくは第5項、第45条の2第2項、第46条第1項、第47条の2又は前条第1項若しくは第3項の規定により持運び式の消火器を備え付ける場合には、持運び式の消火器のうち1個は、備え付ける場所の出入口の近くに配置しなければならない。</p>		<p>(持運び式消火器の備付方法)</p> <p>48-2.0(a) 「備え付ける場所の出入口」とは、複数の出入口がある場所にあつては、通常最も頻繁に使用される出入口をいう。 なお、当該場所に備え付けられる消火器のうち本条の規定により配置される1個の消火器以外の消火器についても、可能な場合には、その他の出入口の近くに配置されることが望ましい。</p> <p>(b) 次に掲げる場所については、当該場所の外側の出入口の近くに持運び式消火器を備え付けてもよい。</p> <p>(1) 業務区域内の場所(調理室を除く。)であつて面積が小さく船内作業に支障をきたす恐れがある場所</p> <p>(2) 機関区域内の定期的に無人となる場所であつて、面積が小さく船内作業に支障をきたす恐れがある場所</p> <p>(3) (2)に掲げるもののほか、無人のときには常に出入口が施錠されている場所</p>						
<p>第49条</p>	<p>(消防員装具等)</p> <p>次の表の上欄に掲げる船舶は、それぞれ同表の中欄に掲げる数の消防員装具(沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数100トン未満の第2種船であつて車両区域を有するものにあつては、おの1個及び命綱1本により構成される装具)及び下欄に掲げる数の個人装具(安全灯及びおのを除く。以下この条において同じ。)を備え付けなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="311 1472 1110 1860"> <thead> <tr> <th>船舶の区分</th> <th>消防員装具の数</th> <th>個人装具の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅客定員が36人を超える(限定近海船(船舶救命設備規則第1条の2第7項の限定近海船をいう。以下同じ。)を除く。)</td> <td>2組に甲板上の旅客区域(船舶防火構造規則第12条第5項の旅客区域をいう。以下同じ。)及び業務区域の合計長(このような甲板が2層以上ある場合には、各甲板のこれらの区域の合計長のうち最大の合計長とする。以下この条において「合計長」という。)の80メートル又はその端数ごとに2組並び</td> <td>次の各号に掲げる数のいずれか大きい数 1 合計長の80メートル又はその端数ごとに2組 2 各主垂直区域ごとに1組</td> </tr> </tbody> </table>	船舶の区分	消防員装具の数	個人装具の数	旅客定員が36人を超える(限定近海船(船舶救命設備規則第1条の2第7項の限定近海船をいう。以下同じ。)を除く。)	2組に甲板上の旅客区域(船舶防火構造規則第12条第5項の旅客区域をいう。以下同じ。)及び業務区域の合計長(このような甲板が2層以上ある場合には、各甲板のこれらの区域の合計長のうち最大の合計長とする。以下この条において「合計長」という。)の80メートル又はその端数ごとに2組並び	次の各号に掲げる数のいずれか大きい数 1 合計長の80メートル又はその端数ごとに2組 2 各主垂直区域ごとに1組	<p>(消防員装具)</p> <p>第43条 規則第49条第1項の告示で定める場所は、船舶の防火構造の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第518号)別表第1の備考1の(6)、(7)、(8)及び(12)に定める場所とする。</p>	<p>(消防員装具等)</p> <p>49.5(a) 「防爆型」については、耐圧防爆型若しくは本質安全防爆型又はこれと同等のものであること。</p> <p>(b) 「管海官庁が認める数」とは、非常配置表によって割り当てられた各消火班ごとに2台搭載した時の合計数であり、消火班が定められていない船舶については、少なくとも2台搭載することとする。</p> <p>(c) 船舶救命設備規則第79条に規定する、持ち運び式双方向無線電話装置と兼用しないこと。</p>
船舶の区分	消防員装具の数	個人装具の数							
旅客定員が36人を超える(限定近海船(船舶救命設備規則第1条の2第7項の限定近海船をいう。以下同じ。)を除く。)	2組に甲板上の旅客区域(船舶防火構造規則第12条第5項の旅客区域をいう。以下同じ。)及び業務区域の合計長(このような甲板が2層以上ある場合には、各甲板のこれらの区域の合計長のうち最大の合計長とする。以下この条において「合計長」という。)の80メートル又はその端数ごとに2組並び	次の各号に掲げる数のいずれか大きい数 1 合計長の80メートル又はその端数ごとに2組 2 各主垂直区域ごとに1組							

		に各主垂直区域(階段囲壁内の主垂直区域及び告示で定める場所を含まない船首部又は船尾部の主垂直区域を除く。)ごとに2組をそれぞれ加えた数			
	旅客定員が36人以下の第1種船等(限定近海船を除く。)	次の各号に掲げる数のいずれか大きい数 1 2組に合計長の80メートル又はその端数ごとに2組を加えた数 2 各主垂直区域ごとに2組	次の各号に掲げる数のいずれか大きい数 1 合計長の80メートル又はその端数ごとに2組 2 各主垂直区域ごとに1組		
	第2種船(限定近海船に限る。)	2組に合計長の80メートル又はその端数ごとに2組を加えた数	合計長の80メートル又はその端数ごとに2組		
	沿海区域又は平水区域を航行区域とする第2種船であつて車両区域を有するもの	2組	—		
	沿海区域を航行区域とする総トン数1000トン以上の第2種船(車両区域を有するものを除く。)	1組	—		
	<p>2 前項の規定により第1種船等に備え付ける消防員装具及び個人装具は、容易に近づくことができる互いに離れた場所に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。この場合において、いずれの備付場所においても、消防員装具2組及び個人装具1組を備え付けていなければならない。かつ、第1種船等(限定近海船を除く。)にあっては、各主垂直区域ごとに2組以上の消防員装具が配置されなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により第1種船等以外の船舶に備え付ける消防員装具は、直ちに使用することができ、かつ、2組の消防員装具を備え付ける場合にあつては、容易に近づくことができる互いに離れた場所に備え付けなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により備え付ける消防員装具は、その位置を、明確かつ恒久的に表示しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により消防員装具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。</p>				
第50条	(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置) 第1種船等及び係留船には、火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域、業務区域及び制御場所(制御場所にあつては、管海官庁が必要であると認める場合に限る。以下この項において同じ。)並びに居住区域、業務区域及び制御場所内の通路、階段及び脱出経路に、				(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置) 50.1(a) 「火災の危険のない場所」とは、空所、防火構造告示別表第1備考(9)の衛生区域その他の本質的に火災の危険の生ずることのない場所をいう。 (b) 「管海官庁が必要であると認める場合」とは、当該制御場所に常時船員が配置されていない場合をいう。

	<p>自動スプリンクラ装置及び位置識別機能付火災探知装置（煙の濃度に感応する探知器（以下「煙探知器」という。）を配置したものに限り。）を備え付けなければならない。ただし、旅客定員が36人を超える第1種船等(限定近海船を除く。)及び係留船以外のものにあつては、自動スプリンクラ装置又は位置識別機能付火災探知装置のいずれか1とすることができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定により自動スプリンクラ装置を備え付ける場合には、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した位置識別機能付火災探知装置を備え付けなければならない。</p> <p>3 第1項ただし書の規定により位置識別機能付火災探知装置を備え付ける場合には、当該火災探知装置は、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置したものでなければならない。</p> <p>4 第1項ただし書の規定により第1種船等(限定近海船を除く。)に自動スプリンクラ装置又は位置識別機能付火災探知装置を備え付ける場合には、水平区域（船舶防火構造規則第2条第12号の水平区域をいう。）ごとにいずれか1の装置としなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場所には、その全域について有効な自動スプリンクラ装置及び位置識別機能付火災探知装置（煙探知器を配置したものに限り。）を備え付けなければならない。</p> <p>1 旅客定員が36人を超える第1種船等(限定近海船を除く。)の主垂直区域であつて、多層甲板公室（船舶防火構造規則第11条の2の多層甲板公室をいう。以下同じ。）を有するもの</p> <p>2 限定近海船の多層甲板公室</p> <p>6 第1種船等には、通常近づくことができない貨物区域及び焼却炉のある閉鎖された場所に、位置識別機能付火災探知装置を備え付けなければならない。</p> <p>7 第1種船及び第2種船（沿海区域又は平水区域を航行区域とする第2種船（ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶であつて主機の合計出力が750キロワット以上のものを除く。）を除く。）には、主機、補助機関及び補機が自動制御又は遠隔制御されている程度を考慮して管海官庁が必要と認める機関区域に、火災探知装置(平水区域を航行区域とするもの以外にあつては、位置識別機能付火災探知装置に限る。)を備え付けなければならない。この場合において、管海官庁が当該機関区域の状況を考慮して差し支えないと認める場合を除き、空気温度に感応する探知器（以下「熱探知器」という。）のみを配置したものであつてはならない。</p> <p>8 第1種船及び第2種船には、車両区域内の閉鎖された場所に、火災探知装置(平水区域を航行区域とするもの以外にあつては、位置識別機能付火災探知装置に限る。)を備え付けなければならない。</p>		<p>(c) 居住区域を内部に有しない独立した船首楼、甲板室等の内部にある業務区域、制御場所等には、当該場所が火災となった場合に船舶及び人命の安全に及ぼす影響を考慮して差し支えないと認める場合には、本項の自動スプリンクラ装置又は火災探知装置を備え付けることを要しない。</p> <p>(d) 通常の火災探知装置の作動が困難となる程度に低温の状態が維持されている冷凍区画室(業務区域)にあつては、当該場所の室温が異常に上昇した場合に船橋又は火災制御場所において可視可聴警報を発するよう適当な措置が講じられている場合には、火災探知装置が備え付けられているものとみなして差し支えない。</p> <p>50.7(a) 「管海官庁が必要と認める機関区域」とは、機関制御室が設けられ、当該機関室内の主機、補助機関及び補機が機関制御室において自動制御又は遠隔制御することが可能な機関区域をいう。</p>
<p>第51条</p>	<p>(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法)</p> <p>前条の規定により自動スプリンクラ装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>1 自動スプリンクラ装置の表示盤は、船橋又は制御場所に集中配置すること。</p> <p>2 スプリンクラ・ヘッドの作動警報を船員が直ちに受けることができるように船橋及び他の適当な場所に装備を施すこと。</p> <p>3 1の系統により散水する場所は、船首尾方向の長さが40メートル以下であり、かつ、3以上の異なる甲板上にある場所並びに異なる主垂直区域内の場所及び主水平区域内の場所を含んでいないこと。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>4 自動スプリンクラ装置の系統を他の部分から分離するための止め弁は、関連する区画の外側又は階段室内のキャビネットであつて、容易に近づくことができる場所に取り付け、その位置を明確か</p>		<p>(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法)</p> <p>51.1.2(a) 船員の責任者の居室に延長警報を装備する等の措置が講じられている場合には、本号の基準に適合するものと認めて差し支えない。</p> <p>51.1.3(a) 1の狭い居住区域等で「一の系統により散水する場所」に含まれても火災時の安全性を阻害しないと考えられるものである場合には、ただし書の規定を適用して差し支えない。</p> <p>51.2.1(a) 「防火戸の閉鎖その他の火災の拡大を防止するための措置」とは、次に掲げる装置の起動等を行う措置をいう。</p> <p>(1) 船内通信装置</p> <p>(2) 通風装置</p> <p>(3) 防火戸及び防火ダンパ</p> <p>(4) 自動スプリンクラ装置</p> <p>(5) 非常照明装置</p> <p>(6) 機関室局所消火装置</p> <p>(7) その他火災の拡大防止に関連する装置</p>

つ恒久的に表示すること。

5 スプリンクラ・ポンプの海水取入口は、可能な限りスプリンクラ・ポンプの取付場所に設けること。

6 スプリンクラ・ポンプの点検又は修理をする場合を除き、船舶が水上に浮いている間いかなる場合にもスプリンクラ・ポンプへの水の供給が遮断されないように措置を講じること。

7 スプリンクラ・ポンプ及び圧力タンクは、特定機関区域から適当に離れた場所であって、散水する場所以外の場所に取り付けること。

8 スプリンクラ・ポンプの動力源が内燃機関である場合には、散水する場所における火災が当該内燃機関への空気の供給に影響を与えないように措置を講じること。

9 第1号の表示盤及び第2号の作動警報を発する装置の試験をするためのスイッチは、第1号の規定により表示盤を集中配置する場所に取り付けること。

2 前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

1 火災警報以外の信号(防火戸の閉鎖その他の火災の拡大を防止するための措置に係る信号を除く。)の伝達に流用することができないように取り付けること。

2 火災探知装置の制御盤は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める場所に集中配置すること。

イ 第1種船及び第2種船(平水区域を航行区域とする第2種船(係留船を除く。))を除く。) 非常用制御場所(船舶設備規程第122条の12の非常用制御場所をいう。次条において同じ)

ロ 第2種船(平水区域を航行区域とする第2種船(係留船を除く。))に限る。) 船橋又は火災制御場所

3 火災探知装置の表示盤のうち少なくとも1は、船橋に配置すること。ただし、前号の制御盤を船橋に集中配置する場合は、この限りでない。

4 貨物制御室を有する船舶には、火災探知装置の表示盤を当該貨物制御室に配置すること。

5 火災探知装置の作動警報を船員の責任者が直ちに受けることができるように装備を施すこと。

6 火災探知装置の作動警報が発せられた場合において、2分以内に信号が確認されないときには、船員の居住区域、業務区域、制御場所及び特定機関区域の全域に自動的に可聴警報が発せられるような措置を講じること。

7 探知器は、当該探知器の性能を有効に発揮することができ、かつ、損傷を受け、又は機能に影響を受けるおそれのない場所に取り付けること。

8 探知器は、その形式に応じ、探知器相互間の距離、隔壁からの距離等について管海官庁が適当と認めるように配置すること。

9 位置識別機能付火災探知装置以外の火災探知装置にあつては、1の探知区域に含まれる室の数は、50以下であること。

10 位置識別機能付火災探知装置以外の火災探知装置にあつては、1の探知区域は、船首尾方向の長さが40メートル以下であり、かつ、同一の甲板にない場所(閉囲された階段囲壁内の場所及び同一の区域として保護される場所を除く。)並びに左右両げん部の場所を含んでいないこと。ただし、ロッカー、船首尾の狭部その他管海官庁が差し支えないと認める場所については、この限りでない。

11 位置識別機能付火災探知装置にあつては、1区画室における火災により他の区画室における火災探知機能が損なわれないように配置すること。

12 第1種船等(限定近海船を除く。)に備え付ける位置識別機能付

51.2.5(a) 51.1.2 は、本号について準用する。

51.2.7(a) 本号の基準の適用については、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 探知器は、高温ガス又は煙の流れを妨げるようなビーム又は通風用のダクトの近くの場所に取り付けられていないこと。

(2) 頭上の位置に取り付けられる場合にあつては、隔壁から0.5m以上離れた位置に取り付けられていること。

(3) 定温式スポット型又は補償式スポット型の探知器は、次に掲げる場所に取り付けられていないこと。

(i) 外部の気流が流通する場所で当該場所における火災の発生を有効に感知することができない場所

(ii) 著しく高温となる場所(サウナ、調理室等常時蒸気又は煙が発生する場所を除く。)

(iii) 取付け面が感知しようとする床面から8m以上離れている場所

(iv) 正常時における最高周囲温度の公称作動温度又は公称定温点との差が20℃未満である場所

(4) イオン化式又は光電式の探知器は、次に掲げる場所に取り付けられていないこと。

(i) じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所

(ii) 腐食性ガスが発生するおそれのある場所

(iii) 通常の状態において煙が滞留する場所

(iv) 探知器の取付け面が感知しようとする床面から15m以上離れている場所(光電式の探知器に限る。)

(v) (3)(i)及び(ii)に掲げる場所

51.2.8(a) 「管海官庁が適当と認めるように配置する」とは、表51.2.8<1>に掲げる基準により配置することをいう。

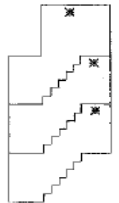
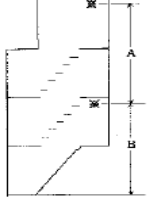
なお、ロールオン・ロールオフ貨物区域の可動式デッキの下に探知器を配置する場合、又は同表によらない方法によって探知器を配置することを認める場合には、必要な資料を添えて海事局検査測度課長に伺い出ること。

表 51.2.8<1> 探知器の配置方法

探知器の型式	各探知器に対する最大床面積	探知器相互間の最大距離	隔壁からの最大距離
熱探知器	37m ²	9m	4.5m
煙探知器	74m ²	11m	5.5m

(b) 階段囲壁の内部に備え付ける探知器は、原則として、階段によって接続されている2層のうち上部の層の天井に備え付けることとする(図51.2.8<1>参照)。ただし、階段囲壁の内部がすべての層において連続している場合(防火構造規則心得27-6.5(a)(1)又は(2)(i)の場合)には、階段囲壁の内部の11mを超えない間隔ごとに1個の探知器を備え付けることとして差し支えない(図51.2.8<2>参照)。

51.2.10(a) 船舶の幅が20mを超えない場合には、「一の探知区域」は、左右両舷部の場所を含んでいても差し支えない。

	火災探知装置にあつては、1の系統により探知する区域は、異なる主垂直区域内の場所及び主水平区域内の場所を含んでいないこと。								
第52条	<p>(手動火災警報装置)</p> <p>第1種船及び第2種船(沿海区域を航行区域とする総トン数2000トン未満の第2種船(係留船を除く。))及び平水区域を航行区域とする第2種船(係留船を除く。)を除く。)には、居住区域、業務区域及び制御場所の全域にわたり並びに居住区域、業務区域及び制御場所の出入口に、船橋又は火災制御場所に直ちに警報することができるように手動火災警報装置を備え付けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により手動火災警報装置を備え付ける場合には、発信器は、各甲板上の通路内のいずれの点からも20メートル以内の徒歩で到達することができる位置に配置しなければならない。</p> <p>3 第1種船等には、車両区域内の閉囲された場所の20メートル以内の距離に、及び車両区域内の閉囲された場所の出入口に、手動火災警報装置を備え付けなければならない。</p> <p>4 1の発信区域は、同一の甲板上にない場所(閉囲された階段囲壁内の場所を除く。)を含まないものでなければならない。</p> <p>5 第1種船等(限定近海船を除く。)に備え付ける手動火災警報装置の1の系統により発信する区域は、異なる主垂直区域内の場所及び主水平区域内の場所を含まないものでなければならない。</p> <p>6 前条第2項第1号から第6号までの規定は、第1項及び第3項の規定により手動火災警報装置を備え付ける場合について準用する。</p>		<p>(手動火災警報装置)</p> <p>52.1(a) 「居住区域、業務区域及び制御場所の出入口」とは、居住区域、業務区域又は制御場所のある各甲板における外部への出入口及び階段囲壁の出入口をいう。</p> <p>52.2(a) 発信器が備え付けられる位置は、原則として室内ではなく、通路内であること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>※ 探知器</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>備考 A及びBは、それぞれ11m以下とする。</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">図 51.2.8<1> 図 51.2.8<2></p>						
第52条の2	<p>(船員の招集のための警報装置)</p> <p>第1種船等には、船員の招集のため船橋又は火災制御場所から操作される警報装置を備え付けなければならない。ただし、船舶救命設備規則第82条の規定により備え付ける警報装置が旅客区域に対する警報とは別に警報することができるものである場合には、この限りでない。</p>								
第52条の3	<p>(係留船に対する緩和)</p> <p>係留船については、管海官庁が当該係留船の用途、係留の態様等を考慮して適当と認める程度に応じて第36条、第48条第1項及び第2項、第49条第1項、第50条第1項並びに第52条第1項及び第2項の規定の適用を緩和することができる。</p>								
第53条	<p>第2節 第3種船及び第4種船</p> <p>(消火ポンプ)</p> <p>次の各号に掲げる船舶には、それぞれ当該各号に掲げる数の消火ポンプ(その能力等について告示で定める要件に適合するものに限る。)を備え付けなければならない。</p> <p>1 第3種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第4種船(限定近海船を除く。)であつて、総トン数1000トン以上のもの2個</p> <p>2 第3種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数300トン以上の第4種船(限定近海船を除く。)であつて、前号に掲げる船舶以外のもの2個(そのうちの1個は独立の動力により駆動されること。)</p> <p>3 総トン数300トン以上の第4種船であつて、前2号に掲げる船舶以外のもの1個</p> <p>2 第36条第2項の規定は、第3種船及び第4種船について準用する。</p>	<p>第2節 第3種船及び第4種船</p> <p>(消火ポンプ)</p> <p>第44条 規則第53条第1項の告示で定める要件は、次の通りとする。</p> <p>1 規則第53条第1項の規定により2個の消火ポンプを備え付ける場合には、当該消火ポンプの合計能力は、船舶機関規則第78条に規定するビルジ・ポンプに必要とされる能力を有するビルジ・ポンプが吸引することができる量の3分の4以上の量の水を消火のために送ることができるものであること。ただし、当該合計能力は、毎時180立方メートルを超えることを要しない。</p> <p>2 規則第53条第1項の規定により2個の消火ポンプを備え付ける場合には、当該消火ポンプは、同時に作動させた2個の消火ポンプからの最大送水量を隣接するいずれの消火栓を経て送っている場合にも、すべての消火栓において次の表上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力を維持することができるものでなければならない。かつ、前項の規定による合計能力の40パーセント又は毎時25立方メートルのうちいずれか大きい方の値以上の能力を有するものでなければならない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>船舶の区分</th> <th>圧力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総トン数6000トン以上の船舶</td> <td>0.27メガパスカル</td> </tr> <tr> <td>総トン数6000トン未満の船舶</td> <td>0.25メガパスカル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 規則第53条第1項の規定により1個の消火ポンプを備え付け</p>	船舶の区分	圧力	総トン数6000トン以上の船舶	0.27メガパスカル	総トン数6000トン未満の船舶	0.25メガパスカル	<p>第2節 第3種船及び第4種船</p> <p>(消火ポンプ)</p>
船舶の区分	圧力								
総トン数6000トン以上の船舶	0.27メガパスカル								
総トン数6000トン未満の船舶	0.25メガパスカル								

		<p>る場合には、当該消火ポンプは、船舶機関規則第78条に規定するビルジ・ポンプに必要とされる能力を有するビルジ・ポンプが吸引することができる量の3分の2以上の量の水を送ることができるものであり、かつ、その最大送水量を隣接するいずれの消火栓を経て送っている場合にも、すべての消火栓において0.235メガパスカルの圧力を維持することができるものであること。</p>							
第54条	<p>第3種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数1000トン以上の第4種船（限定近海船を除く。）には、海水連結管、消火ポンプ及び消火ポンプを作動するための動力源を、1区画室における火災によりすべての消火ポンプが作動不能とならないように配置しなければならない。ただし、他の区画室に能力等について告示で定める要件に適合する非常ポンプを備え付ける場合は、この限りでない。</p> <p>2 第3種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第4種船（限定近海船を除く。）（以下「第3種船等」という。）にあっては、バラスト・ポンプ、ビルジ・ポンプ、雑用ポンプその他のポンプを機関区域に備え付ける場合には、これらのポンプの1は能力等について告示で定める要件に適合する消火ポンプとして使用することができるものでなければならない。</p>	<p>第44条</p> <p>2 規則第54条第1項の告示で定める要件は、次の通りとする。</p> <p>1 最大送水量(2個以上の非常ポンプを備え付ける場合には、同時に作動させた2個のポンプからの最大送水量)を隣接するいずれの消火栓を経て送っている場合にも、すべての消火栓において、前項第2号の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力を維持することができるものでなければならない。かつ、同項第1号の規定による合計能力の40パーセント又は次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる送水量の内いずれか大きい値以上の能力を有していること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>船舶の区分</th> <th>圧力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総トン数2000トン以上の船舶</td> <td>毎時25立方メートル</td> </tr> <tr> <td>総トン数2000トン未満の船舶</td> <td>毎時15立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第39条第1項第1号及び第3号から第9号までに掲げる要件</p> <p>3 規則第54条第2項の告示で定める要件は、規則第36条第2項に定める要件のほか、第1項各号に掲げる要件に適合することとする。</p>	船舶の区分	圧力	総トン数2000トン以上の船舶	毎時25立方メートル	総トン数2000トン未満の船舶	毎時15立方メートル	<p>54.1(a) 総トン数1,000トン未満の第3種船については、非常ポンプ(持運び式のもので差し支えない。)を消火ポンプのある区画室とは別の区画室に備え付けなければならない。ただし、2個の消火ポンプを備え付けている船舶については、2個の消火ポンプを1の区画室の火災により2個の消火ポンプが使用不能とならないように配置している場合に限り、非常ポンプを備え付けることを要しない。</p> <p>54.2(a) 本項の趣旨は、消防設備告示第44条第3項の規定に適合するポンプがあれば、そのうちの1を消火ポンプとして使用できるように措置をすることである。したがって、本項に規定されている船舶の消防設備告示第44条第3項の規定に適合しないポンプについては、本項に規定する「バラスト・ポンプ、ビルジ・ポンプ、雑用ポンプその他のポンプ」には該当しないものとして差し支えない。</p>
船舶の区分	圧力								
総トン数2000トン以上の船舶	毎時25立方メートル								
総トン数2000トン未満の船舶	毎時15立方メートル								
第55条	<p>(消火栓)</p> <p>第3種船及び総トン数300トン以上の第4種船には、消火栓を次に掲げる要件に適合するように備え付けなければならない。</p> <p>1 消火栓の数及び位置は、船舶の航行中旅客又は船員が通常近づくことができる場所及び貨物区域のいずれの部分にも2条(そのうち1条は、単一の消火ホースによるものとし、第3種船等のロールオン・ロールオフ貨物区域にあっては、他の1条も同様のものとする。)の射水(近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第4種船(近海区域を航行区域とするもの)にあっては、限定近海船に限る。)及び総トン数300トン以上500トン未満の第4種船にあっては、単一の消火ホースによる1条の射水)が達することができるものであること。この場合において、貨物区域(第3種船等のロールオン・ロールオフ貨物区域を除く。)は、空であるものとする。</p> <p>2 消火ホースを容易に連結することができる位置にあること。</p> <p>3 甲板積み貨物を積載する第3種船又は総トン数300トン以上の第4種船の暴露甲板に備え付ける消火栓は、常に容易に近づくことができる位置にあること。</p> <p>4 第3種船等のロールオン・ロールオフ貨物区域に備え付ける消火栓の1は、当該区域の出入口の近くの位置にあること。</p>		<p>(消火栓)</p> <p>55.0.1(a) 39.1.1(a)は、本号について準用する。</p>						
第56条	<p>(消火ホース及びノズル)</p> <p>第3種船及び総トン数300トン以上の第4種船には、機関室又はボイラ室にあっては前条の規定により備え付ける消火栓1個につき1個、その他の場所にあっては船舶の長さ30メートル又はその端数ごとに1個の消火ホースを消火栓の近くの目につきやすい位置に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。この場合において、消火ホースの数は、機関室及びボイラ室に備え付けるものを除き、合計3個(総トン数1000トン以上の第3種船等にあっては合計4個)以上でなければならない。ただし、管海官庁が船型及び船舶の用途を考慮して消火ホースの数を増加する必要があると認める場合は、その指定する個数以上でなければならない。</p> <p>2 総トン数1000トン以上の第3種船等には、前項の規定により備</p>		<p>(消火ホース及びノズル)</p> <p>56.3(a) 本項により追加の消火ホースが必要な船舶は、第三種船等であって危険物を運送する船舶(危規則第37条により防火等の措置が必要な船舶)とする。ただし、国際航海に従事しない船舶であって、危規則別表第一及び第二又は第三に定める「防火等の措置」のうち「(2)消火ポンプの能力の強化」が要求されないものには、備え付けを要しない。</p>						

	<p>え付ける消火ホースのほかに、予備の消火ホースを1個備え付けなければならない。</p> <p>3 危険物を運送する船舶には、前2項の規定により備え付ける消火ホースのほかに、3個の消火ホースを、消火栓の近くの目につきやすい位置に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。</p> <p>4 前3項の規定により備え付ける消火ホースの数が消火栓の数に満たない場合には、消火ホースの継手及び第64条第2項において準用する第41条の規定により備え付けるノズルは、完全な互換性を有しなければならない。</p>		
<p>第57条</p>	<p>(貨物区域における消防設備)</p> <p>総トン数2000トン以上の第3種船又は第4種船であってタンカー以外のものには、貨物区域(ロールオン・ロールオフ貨物区域等を除く。)に、固定式鎮火性ガス消火装置又は管海官庁が適当と認める消防設備を備え付けなければならない。ただし、次に掲げる要件に適合する船倉については、この限りでない。</p> <p>1 鋼製ハッチ・カバー及び船倉に通じるすべての通風筒その他の開口に有効な閉鎖装置を備えていること。</p> <p>2 鉱石、石炭、穀類又はこれらに類似する貨物をばら積み輸送するための構造を有し、かつ、これらの貨物のみを輸送する船舶のものであること。</p> <p>2 総トン数2000トン以上の第3種船又は第4種船であって引火性の高圧ガスを輸送するタンカー及び油タンカー(密閉容器試験による引火点が摂氏60度以下の原油若しくは石油生成品であってレイド蒸気圧が大気圧よりも低いもの又はこれらと同様の火災の危険性を有する液体製品を輸送するタンカーをいう。以下同じ。)以外のタンカーには、貨物タンク区域に、固定式甲板泡装置を備え付けなければならない。</p> <p>3 第3種船及び総トン数500トン以上の第4種船(油タンカーに限る。)には、貨物タンク区域に、固定式甲板泡装置を備え付けなければならない。</p> <p>4 載貨重量トン数20000トン以上の第3種船及び第4種船(油タンカーに限る。)には、貨物タンクに、<u>固定式イナート・ガス装置</u>を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>5 原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いる第3種船及び第4種船(油タンカーに限る。)には、貨物タンクに、固定式イナート・ガス装置を備え付けなければならない。ただし、前項の規定により当該装置を備え付ける場合には、この限りでない。</p> <p>6 前2項の船舶(二重船体構造のものに限る。)には、貨物タンクに隣接する区画(ポンプ室を除く。)にイナート・ガスを供給するための装置を備え付けなければならない。</p> <p>7 第3種船及び第4種船(油タンカーに限る。)の貨物区域には、固定式鎮火性ガス消火装置及び蒸気を用いる固定式の消火装置を備え付けてはならない。</p>	<p>第3節 雑則</p> <p>(タンカーの貨物タンク等の附属設備)</p> <p>第47条 <u>規則第57条の規定</u>により固定式イナート・ガス装置を備え付ける油タンカーの貨物タンクに備え付ける液面計測装置は、密閉式のものでなければならない。</p> <p>2 <u>規則第57条の規定</u>により固定式イナート・ガス装置を備え付ける油タンカーであって原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いるものの貨物タンクに備え付けるタンク洗浄機は、固定式のものでなければならない。</p>	<p>(貨物区域における消防設備)</p> <p>57.1(a) 「管海官庁が適当と認める消防設備」を備え付ける場合には、必要な資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>57.1.1(a) 鋼製ハッチ・カバーは、ガスケット及び定着装置を有し、ターボリン等を使用しないで風雨密に閉鎖できるものであること。</p> <p>(b) 「有効な閉鎖装置」とは、貨物倉ごとに独立に次の各号に適合するものをいう。</p> <p>(1) 通風筒にあつては、貨物倉の外部であつて容易に近づくことができる場所にあり、かつ、床面からの高さが150cm以下の位置(船舶構造規則第44条の規定による通風筒のコーミングの高さ以下の位置としてはならない。)に取り付けられたダンパー、鋼製風雨ふた等を有するものであること。この場合において、ダンパーは、カラー・プレートによるメタル・タッチとする。</p> <p>(2) 倉内出入用等の小型倉口又はこれを蔽囲する甲板室等に設ける開口にあつては、鋼製風雨密の蓋又は扉を有すること。</p> <p>57.1.2(a) 「これらに類似する貨物」は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) 原木、鉄鋼材、アルミナ、塩、セメントクリンカー、ペトコーク、ポタシュ、セメント、アルファルファ・ペレット及びその他不燃性の物質</p> <p>(2) BCコードの付録A及びCに掲げられている物質</p> <p>(3) BCコードの付録Bに掲げられている物質であつて次に掲げるもの。 焼成硫化鉱(石油又は石炭火力発電所から発生するフライアッシュを除く。)、還元鉄(ブリケット、熱間成型されたものに限る。)、リン鉄(ブリケットを含む。)、フェロシリコン(ケイ素の含有率が25%以上30%以下又は90%を超えるもの)(ブリケットを含む。)、ほたる石、生石灰、酸化マグネシウム(消和されていないもの)、ペンシルピッチ、石油コークス(焼成されたもの又は生のもの)(船積時の温度が55°C未満のものを除く。)、シリコンマンガ(ケイ素の含有率が25%以上のもの)、バナジウム鉱石、木材チップ(水分量が15質量%以上のもの)、木材パルプペレット(水分量が15質量%以上のもの)、亜鉛灰 UN1435 [亜鉛ドロス UN1435] [亜鉛残さ UN1435] [亜鉛滓 UN1435] 注 英語名は、MSC.1/Circ.1395によること。</p> <p>(4) (2)又は(3)以外の物質であつて、「その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示」に掲げられている物質及び、「液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示」に掲げられている物質のうち「固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示」に掲げられている物質以外のもの</p> <p>(5) (1)から(4)に掲げる物質以外の物質であつて火災の危険性が低いもの。なお、当該物質を認める場合には、必要な資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>57.4(a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、油タンカーが次に掲げる要件に適合する場合をいう。</p> <p>(1) 昭和61年7月1日以後に建造され、又は建造に着手されたものであること。</p>

			<p>(2) 密閉容器試験による引火点が 61℃以下の原油又は石油生成品であってレイド蒸気圧が大気圧よりも低いものと同様の火災の危険性を有する液体製品のみを輸送するものであること。</p> <p>(3) 各貨物タンクの容積がそれぞれ 3,000m³を超えないこと。</p> <p>(4) タンク洗浄機の各ノズルの処理量が 17.5m³/h を超えず、かつ、いかなる場合にも、1 の貨物タンクで使用するタンク洗浄機の処理量の合計が 110m³/h を超えないこと。</p> <p>(b) 油タンカーが、(a)(1)、(2)及び(4)の要件に適合するものであって、かつ、1 の貨物タンクの容積が 3,000m³を超えない場合には、当該貨物タンクに固定式イナートガス装置の配管を行うことを要しない。</p> <p>57.6(a) 「イナートガスを供給するための装置」とは、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 貨物タンクに隣接するそれぞれの区画(ポンプ室を除く。)にイナート・ガスを供給するための連結金具及びこれとイナート・ガス主管を連結するための適当な手段。</p> <p>(2) 上記区画とイナート・ガス分配系統とを恒久的に連結すること。この場合において、貨物タンクからの炭化水素ガスが同系統を通じて二重船体区域へ流入することを防止する措置を講ずること。</p>
第 5 7 条 の 2	<p>(ロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備)</p> <p>近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数 5 0 0 トン以上の第 4 種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)及び総トン数 5 0 0 トン未満の第 4 種船には、車両甲板区域に、第 4 3 条の 2 第 3 項第 2 号(閉囲された車両甲板区域にあつては、同条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 2 号)の消防設備を備え付けなければならない。</p>		<p>(ロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備)</p> <p>57-2.0(a) 本項の要件として適用される第 43 条の 2 第 1 項第 2 号の「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備」としては、次に掲げる要件に適合するスプリンクラ装置を認めて差し支えない。</p> <p>(1) 常時直ちに使用することができるものであること。</p> <p>(2) 水を連続して供給する設備を備えること。</p> <p>(3) スプリンクラ・ヘッドからの散水に用いるポンプは、圧力の低下により自動的に作動するように連結されたものとし、かつ、適当な個数のスプリンクラ・ヘッドが作動する間、スプリンクラ・ヘッドに適当な圧力で十分な水を供給することができるものであること。</p> <p>(4) 散水する場所の外部の近づきやすい場所に設けられた元弁を手動で開放することにより散水するものであること。</p>
第 5 7 条 の 3	<p>(固定式甲板泡装置及び固定式イナート・ガス装置の備付方法)</p> <p>第 5 7 条の規定により固定式甲板泡装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>1 制御装置は、貨物タンク及び貨物タンクに隣接する場所の外部の適当な場所であつて、居住区域に隣接し、泡を放出する場所における火災の際に容易に近づくことができ、かつ、操作することができる位置に配置すること。</p> <p>2 モニターは、次に掲げる要件に適合するように配置すること</p> <p>イ 泡を放出する場所は、モニターの前方にあること。</p> <p>ロ 泡を放出する場所の最遠端までの距離は、無風状態における放出距離の 7 5 パーセント以下であること。</p> <p>3 4 個(近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数 5 0 0 トン以上 2 0 0 0 トン未満の第 4 種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)にあつては、2 個)以上の持運び式発泡ノズルを備え付けていること。</p> <p>4 持運び式発泡ノズル用ホース連結栓の数及び位置は、貨物タンク区域のいずれの部分にも単一のホースによる 2 条の泡が達することができるものであること。</p> <p>5 モニター及び持運び式発泡ノズル用ホース連結栓各 1 は、船尾楼前端の左右両側又は貨物タンク頂部の甲板に面する居住区域の左右両側であつて貨物タンクの後方に配置すること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、貨物タンクの後方に配置することを要しない。</p> <p>2 第 5 7 条の規定により固定式イナート・ガス装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>1 置換用のガス排出口は、ガスが発火するおそれのない開放された</p>	<p>(固定式イナート・ガス装置の備付方法)</p> <p>第 4 5 条 規則第 5 7 条の 3 第 2 項第 6 号の告示で定める事項は、第 1 8 条第 1 項第 2 2 号ホ、へ及びチに掲げる事項とする。</p>	<p>(固定式甲板泡装置及び固定式イナート・ガス装置の備付方法)</p> <p>57-3.1.1(a) 「貨物タンクに隣接する場所」とは、ポンプ室(貨物ポンプ以外のポンプのある場所であつて貨物タンクに隣接するものを含む。)並びに貨物タンクに隣接するコファダム、バラスタタンク及び空所をいう。</p> <p>57-3.1.4(a) 本号の適用において、持運び式発泡ノズルからの泡の放出距離は、無風状態における泡の放出距離の 7 5 % 以下の値として取り扱うこと。また、泡を放出する場所は、持運び式発泡ノズル用ホース連結栓の前方であることとして取り扱うこと。</p> <p>57-3.1.5(a) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、連結栓のそれぞれの甲板下及び後部が保護できる場合であり、この場合貨物タンクに隣接するポンプ室、コファダム、バラスタタンク又は空所の上の貨物区域に設置することができる。</p>

	<p>場所の適当な位置に設けること。</p> <p>2 スクラバー及び送風機は、貨物タンク、ポンプ室並びに貨物タンク及びポンプ室と特定機関区域とを隔離するコファダムの後方に配置すること。</p> <p>3 送風機の排気側におけるイナート・ガス供給管の制御弁は、当該供給管が貫通するガス保安区域（炭化水素の流入により引火又は有毒の危険性が生ずる場所をいう。）の前部の隔壁に取り付けること。</p> <p>4 前号の制御弁の下流側のウォーター・シール及び当該ウォーター・シールの下流側に取り付ける逆止弁は、貨物タンク及び貨物タンクに隣接する場所の頂部の甲板上の場所に配置すること。</p> <p>5 イナート・ガスが供給されている間、逆止弁の下流側におけるイナート・ガス供給管内のガスの圧力及び送風機の排気側におけるイナート・ガス供給管内のガスの酸素含有率を継続的に記録し、かつ、恒久的に記録するための装置は、貨物制御室その他荷役に従事する職員が容易に近づくことができる位置に取り付けること。</p> <p>6 イナート・ガス装置について、告示で定める事項を表示するため可視可聴警報を発する装置は、機関区域及び貨物制御室その他荷役に従事する職員が容易に近づくことができる位置に取り付けること。</p> <p>3 専用のイナート・ガス発生装置を有する固定式イナート・ガス装置を備え付ける場合その他管海官庁が必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、管海官庁が適当と認める基準によらなければならない。</p>		
第58条	削除		
第59条	<p>(油だきボイラ室等における消防設備)</p> <p>第3種船及び第4種船には、油だきボイラ又は燃料油装置のある場所（総トン数1000トン未満の第4種船にあつては、油だきボイラのある場所に限る。）に、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれかのもの（第3種船及び総トン数500トン以上の第4種船にあつては、固定式泡消火装置を除く。）を備え付けなければならない。この場合において、機関室と油だきボイラ室とが完全に隔離されていない場合又は燃料油が油だきボイラ室から機関室のビルジに流れ込むことができる場合には、その機関室と油だきボイラ室とをあわせて1区画とみなすものとする。</p> <p>2 第3種船等には、油だきボイラ室の内部又は出入口付近の外部の目につきやすい位置に持運び式泡放射器を1個備え付けなければならない。</p> <p>3 前項の船舶には、油だきボイラ室に、容量が135リットル以上の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器（油だきボイラの出力が175キロワット未満である場合には、容量が45リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器）を1個備え付けなければならない。この場合において、当該消火器には、油だきボイラ室及び燃料油設備の一部がある場所のいずれの部分にも達することができるホースをリールに巻いて添えなければならない。</p>		<p>(油だきボイラ室等における消防設備)</p> <p>59.0(a) 第3種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第4種船(限定近海船を除く。)の油だきボイラ、燃料油装置のある場所又は内燃機関のある場所(すなわち特定機関区域)に備え付ける各種消防設備の備付数量については、表44.0<1>によることを標準とする。 なお、第4種船(遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数500トン以上のもの(限定近海船を除く。))を除く。)にあつても規則で要求されている各種消防設備の備付数量については、必要な読替えを行いこれに準ずることとして差し支えない。</p> <p>59.3(a) 油だきボイラの実際蒸発量から出力を算定する場合には、次の算式によることを標準とする。 $F=1.16310^{-3}G(i_1-i_2)$ F：出力(KW) G：設計圧力における実際蒸発量(kg/H) i₁：設計圧力における乾き飽和蒸気の比エンタルピー(Kcal/kg) i₂：給水温度(不明の場合は、20℃とする。)における飽和水の比エンタルピー(Kcal/kg)</p>
第60条	<p>(内燃機関のある場所における消防設備)</p> <p>第3種船及び第4種船には、内燃機関（主機又は合計出力375キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。）のある場所に、次に掲げる消防設備を備え付けなければならない。この場合において、第4号の持運び式の消火器は、当該場所内のいずれの点からも10メートル以内の徒歩で到達することができる位置に配置しなければならない。</p> <p>1 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置（第3種船及び総トン数500トン以上の第4種船に限る。）</p>		<p>(内燃機関のある場所における消防設備)</p> <p>60.0(a) 59.0(a)は、本条について準用する。</p> <p>60.1(a) ガット船のクレーン用機関室等のように居住区域から十分離れた暴露甲板上の補助機関のある場所は、本項の「内燃機関のある場所」には、含めることを要しない。 なお、当該場所は、第64条第3項において準用する第47条の2の規定の適用を受ける。</p> <p>60.1.3(a) 45.1.3は、本号について準用する。</p>

	<p>2 持運び式泡放射器1個(第3種船等に限る。)</p> <p>3 加圧された燃料油又は潤滑油を含む装置及び伝動装置のすべての部分並びに他の火災危険箇所に、泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数の容量が45リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等の効力を有する消火器(第3種船等及び近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン以上の第4種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)に限る。)</p> <p>4 2個以上の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器</p> <p>2 第45条第4項の規定は、前項の規定により近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第4種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)及び総トン数500トン未満の第4種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。</p> <p>3 総トン数500トン未満の第4種船(平水区域を航行区域とするものを除く。)であつて、車両甲板区域を有するものには、内燃機関(合計出力750キロワット以上の主機として使用するものに限る。)のある場所に、第1項第1号に掲げる固定式の消火装置を備え付けなければならない。</p>														
第61条	<p>(タンカーのポンプ室における消防設備)</p> <p>総トン数2000トン(油タンカーにあつては、総トン数500トン)以上の第3種船及び第4種船(タンカーに限る。)には、ポンプ室に、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれかのものを備え付けなければならない。</p>														
第62条	<p>(居住区域等における消防設備)</p> <p>第3種船等には、居住区域、業務区域及び制御場所に、持運び式の消火器を備え付けなければならない。この場合において、次の表の上欄に掲げる場所には、それぞれ同表の下欄に掲げる持運び式の消火器を備え付けなければならない。かつ、これらの消火器のうち居住区域、業務区域及び制御場所に備え付けられる消火器の合計数は、総トン数1000トン以上の第3種船等にあつては、5個以上でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="302 1234 1113 1852"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>持運び式消火器の種類及び数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">居住区域</td> <td>公室及び雑居室</td> <td>床面積250平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>通路の長さ25メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個</td> </tr> <tr> <td>診療室</td> <td>液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個</td> </tr> <tr> <td>業務区域</td> <td>調理室、貯蔵品室、ロッカー室、郵便物室、金庫室、作業室及び手荷物室</td> <td>液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	持運び式消火器の種類及び数	居住区域	公室及び雑居室	床面積250平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個	通路	通路の長さ25メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個	診療室	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個	業務区域	調理室、貯蔵品室、ロッカー室、郵便物室、金庫室、作業室及び手荷物室	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個	<p>(フライヤーに設ける消防設備)</p> <p>第49条 船舶(総トン数500トン未満の船舶であつて平水区域を航行区域とするものを除く。)に、フライヤーを設ける場合にあつては、次に掲げる装置を備えたものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動又は手動によって起動する消火装置 2 第1号の消火装置の手動操作のための制御装置であつて使用方法が明瞭に表示されるもの 3 第1号の消火装置が作動していることを示す警報装置 4 第1号の消火装置の起動に際し、フライヤーの熱源を自動的に遮断するための装置 5 主及び予備の温度調節装置 6 温度調節装置の故障に対する警報装置 	<p>(居住区域等における消防設備)</p> <p>62.1(a) 48.1は、本項について準用する。</p>
場 所	持運び式消火器の種類及び数														
居住区域	公室及び雑居室	床面積250平方メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個													
	通路	通路の長さ25メートル又はその端数ごとに液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個													
	診療室	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個													
業務区域	調理室、貯蔵品室、ロッカー室、郵便物室、金庫室、作業室及び手荷物室	液体消火器、泡消火器又は粉末消火器(リン酸塩類を消火剤とするものに限る。)のうちいずれか1個													

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="305 216 468 342"></td> <td data-bbox="468 216 647 342">調理器具のある配せん室及び洗濯物乾燥室</td> <td data-bbox="647 216 1113 342">液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 342 468 468">制御場所</td> <td data-bbox="468 342 647 468"></td> <td data-bbox="647 342 1113 468">液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個(床面積が50平方メートル以上である操だ室にあつては、2個)</td> </tr> </table> <p>2 次の表の上欄に掲げる船舶には、居住区域及び業務区域に、それぞれ同表の下欄に掲げる数の持運び式の消火器を適当に分散して配置しなければならない。この場合において、近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第4種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)には、塗料庫の出入口付近の外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個を備え付けなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="305 688 1003 772">近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン以上の第4種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)</td> <td data-bbox="1003 688 1113 772">5個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 772 1003 867">近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数500トン以上1000トン未満の第4種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)</td> <td data-bbox="1003 772 1113 867">4個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 867 1003 898">総トン数100トン以上500トン未満の第4種船</td> <td data-bbox="1003 867 1113 898">3個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 898 1003 930">総トン数50トン以上100トン未満の第4種船</td> <td data-bbox="1003 898 1113 930">2個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 930 1003 961">総トン数50トン未満の第4種船</td> <td data-bbox="1003 930 1113 961">1個</td> </tr> </table> <p>3 第45条第4項の規定は、前項の規定により第4種船に備え付けなければならない持運び式の消火器について準用する。</p>		調理器具のある配せん室及び洗濯物乾燥室	液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個	制御場所		液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個(床面積が50平方メートル以上である操だ室にあつては、2個)	近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン以上の第4種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)	5個	近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数500トン以上1000トン未満の第4種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)	4個	総トン数100トン以上500トン未満の第4種船	3個	総トン数50トン以上100トン未満の第4種船	2個	総トン数50トン未満の第4種船	1個		
	調理器具のある配せん室及び洗濯物乾燥室	液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個																	
制御場所		液体消火器、泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか1個(床面積が50平方メートル以上である操だ室にあつては、2個)																	
近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数1000トン以上の第4種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)	5個																		
近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数500トン以上1000トン未満の第4種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)	4個																		
総トン数100トン以上500トン未満の第4種船	3個																		
総トン数50トン以上100トン未満の第4種船	2個																		
総トン数50トン未満の第4種船	1個																		
第63条	<p>(消防員装具等)</p> <p>次の表の上欄に掲げる船舶には、それぞれ同表の下欄に掲げる数の消防員装具(総トン数100トン未満のものにあつては、おの1個及び命綱1本により構成される装具)を容易に近づくことができる互いに離れた場所に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="305 1203 1003 1287">第3種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数2000トン以上の第4種船(限定近海船を除く。)のうちタンカーであるもの</td> <td data-bbox="1003 1203 1113 1287">4組</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1287 1003 1381">遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数500トン以上2000トン未満の第4種船(限定近海船を除く。)のうちタンカーであるもの</td> <td data-bbox="1003 1287 1113 1381">3組</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1381 1003 1539">第3種船等(タンカーを除く。)並びに近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第4種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)及び総トン数500トン未満の第4種船であつて車両甲板区域を有するもの</td> <td data-bbox="1003 1381 1113 1539">2組</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定により備え付ける消防員装具は、その位置を、明確かつ恒久的に表示しなければならない。</p> <p>3 第49条第5項の規定は、第1項の規定により消防員装具を備え付ける船舶について準用する。</p>	第3種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数2000トン以上の第4種船(限定近海船を除く。)のうちタンカーであるもの	4組	遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数500トン以上2000トン未満の第4種船(限定近海船を除く。)のうちタンカーであるもの	3組	第3種船等(タンカーを除く。)並びに近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第4種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)及び総トン数500トン未満の第4種船であつて車両甲板区域を有するもの	2組		<p>(消防員装具等)</p> <p>63.0(a) 本条の表により、消防員装具2組が必要とされる船舶は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3種船等(タンカーを除く) (2) 総トン数500トン以上の第4種船(限定近海船、沿海区域、平水区域を航行区域とする船舶に限る。)であつて車両甲板区域を有する船舶 (3) 総トン数500トン未満の第4種船であつて車両甲板区域を有する船舶 <p>63.3(a) 49.5は、本項について準用する。</p>										
第3種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数2000トン以上の第4種船(限定近海船を除く。)のうちタンカーであるもの	4組																		
遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数500トン以上2000トン未満の第4種船(限定近海船を除く。)のうちタンカーであるもの	3組																		
第3種船等(タンカーを除く。)並びに近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第4種船(近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。)及び総トン数500トン未満の第4種船であつて車両甲板区域を有するもの	2組																		
第63条の2	<p>(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置)</p> <p>第3種船等のうち第1保護方式(船舶防火構造規則第27条の3の第1保護方式をいう。)を採用する船舶には、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した火災探知装置を備え付けなければならない。</p> <p>2 第3種船等のうち第2保護方式(船舶防火構造規則第27条の3の第2保護方式をいう。)を採用する船舶には、火災の危険のない場所</p>		<p>(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置)</p> <p>63-2.2-3(a) 50.1(a)及び(b)は、本項について準用する。</p>																

	<p>を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に自動スプリンクラ装置を備え付け、かつ、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した火災探知装置を備え付けなければならない。</p> <p>3 第3種船等のうち第3保護方式（船舶防火構造規則第27条の3の第3保護方式をいう。）を採用する船舶には、火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に火災探知装置を備え付けなければならない。この場合において、居住区域内の通路、階段及び脱出経路には、煙探知器を配置しなければならない。</p> <p>4 第3種船等には、ロールオン・ロールオフ貨物区域等及び焼却炉のある閉囲された場所に、火災探知装置を備え付けなければならない。</p> <p>5 近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第4種船（近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）及び総トン数500トン未満の第4種船には、閉囲された車両甲板区域に、火災探知装置を備え付けなければならない。</p> <p>6 第50条第7項の規定は、第3種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第4種船について準用する。</p>		
第63条の3	<p>（自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法）</p> <p>前条の規定により自動スプリンクラ装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>1 1の系統により散水する場所は、船首尾方向の長さが40メートル以下であること。</p> <p>2 第51条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準</p> <p>2 前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>1 火災探知装置の制御盤は、船橋又は火災制御場所に集中配置すること。</p> <p>2 火災探知装置の表示盤のうち少なくとも一は、船橋に配置すること。ただし、前号の制御盤を船橋に集中配置する場合は、この限りでない。</p> <p>3 一の探知区域は、船首尾方向の長さが40メートル以下であり、かつ、同一の甲板上にない場所（閉囲された階段囲壁内の場所を除く。）を含んでいないこと。ただし、ロッカー、船首尾の狭部その他管海官庁が差し支えないと認める場所については、この限りでない。</p> <p>4 第51条第2項各号（第2号、第3号、第10号及び第12号を除く。）に掲げる基準</p>		
第63条の4	<p>（手動火災警報装置）</p> <p>第3種船等には、居住区域、業務区域及び制御場所の全域にわたり並びに居住区域、業務区域及び制御場所の出入口に、手動火災警報装置を備え付けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により手動火災警報装置を備え付ける場合には、発信器は、各甲板上の通路内のいずれの点からも20メートル以内の徒歩で到達することができる位置に配置しなければならない。</p> <p>3 第51条第2項第1号、第4号から第6号まで、第52条第4項並びに前条第2項第1号及び第2号の規定は、第1項の規定により手動火災警報装置を備え付ける場合について準用する。</p>		<p>（手動火災警報装置）</p> <p>63-4.1(a) 52.1及び52.2は、本項について準用する。</p>
第64条	<p>（準用規定）</p> <p>第43条の2第4項、第45条の2第1項及び第2項、第46条及び第48条第6項の規定は、第3種船及び第4種船について準用する。この場合において、第46条第2項中「第44条第5項及び第6項」とあるのは、「第64条第3項において準用する第44条第5項及び第64条第5項において準用する第44条第6項」と、第46条</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第46条 第40条の規定は、規則第64条第3項において準用する規則第44条の告示で定める乾燥物質について準用する。</p> <p>2 第43条の規定は、規則第64条第3項において準用する規則第48条第3項の告示で定める要件について準用する。</p> <p>3 第42条の規定は、規則第64条第6項において準用する規則第47</p>	<p>（準用規定）</p> <p>64.3(a) 本条文で準用する第43条の2第1項及び第2項については、43-2.1.0、43-2.1.1(a)に定める要件のほか、次に掲げるロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備を備えること。</p> <p>(1) 1のロールオン・ロールオフ貨物区域内が、ガス密以外の隔壁又は甲板により4以上の場所に分離されている特殊な構造を有する場合に</p>

	<p>第3項中「第45条第4項」とあるのは、「第60条第2項において準用する第45条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第38条第1項及び第41条の規定は、第3種船及び総トン数300トン以上の第4種船について準用する。</p> <p>3 第38条第2項及び第3項、第41条の2第2項、第43条の2第1項及び第2項、第44条第5項、第7項及び第8項、第45条第2項、第45条の2第3項、第47条の2並びに第48条第2項及び第3項の規定は、第3種船等について準用する。この場合において第44条第8項、第45条第2項、第45条の2第3項及び第47条の2第2項中「500トン」とあるのは、「2000トン」と、第47条の2第1項中「第44条から第46条まで」とあるのは、「第59条、第60条並びに第64条第1項において準用する第45条の2及び第46条」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第42条の規定は、第3種船について準用する。</p> <p>5 第44条第6項の規定は、近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第4種船（近海区域を航行区域とするものにあつては、限定近海船に限る。）及び総トン数500トン未満の第4種船について準用する。</p> <p>6 第47条の規定は、第57条第1項、第57条の2第2項若しくは第3項、第59条第1項、第60条第1項若しくは第3項、第61条又は第1項において準用する第45条の2若しくは第46条の規定により固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合について準用する。</p> <p>7 第48条の2の規定は、第57条の2第2項若しくは第3項、第60条第1項、第62条第1項若しくは第2項、第1項において準用する第45条の2若しくは第46条、第3項において準用する第44条第5項若しくは第7項若しくは第47条の2又は第5項において準用する第44条第6項の規定により持運び式の消火器を備え付ける場合について準用する。</p>	<p>条第1項第5号への告示で定める温度について準用する。</p>	<p>あつては、3の場所又はその端数ごとに1個の持運び式泡放射器が適当に分散して備え付けられていること。</p> <p>(2) 各ロールオン・ロールオフ貨物区域の持運び式泡放射器の1は、原則として、当該区域の出入口近くに配置されていること。</p>
<p>第64条の2</p>	<p>(係留船に対する緩和) 係留船については、管海官庁が当該係留船の用途、係留の態様等を考慮して適当と認める程度に応じて第53条及び第63条第1項の規定の適用を緩和することができる。</p>		
	<p>第3節 雑則</p>		<p>第3節 雑則</p>
<p>第65条 第66条</p>	<p>削除 削除</p>		
<p>第67条</p>	<p>(可燃性ガス検定器等) 第3種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数500トン以上の第4種船（閉囲されたロールオン・ロールオフ貨物区域等を有するものに限る。）、液体貨物（引火点が摂氏60度を超えるものを除く。以下この条において同じ。）を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶並びにオイルフェンスの展張の用に供する船舶には、可燃性ガス検定器を備え付けなければならない。</p> <p>2 液体貨物を輸送するタンカー、海洋に流出した油を回収するための装置を有する船舶及びオイルフェンスの展張の用に供する船舶には、酸素濃度計を備え付けなければならない。</p> <p>3 前2項の規定によるほか、液体貨物を輸送するタンカーである第3種船には、予備の可燃性ガス検定器及び酸素濃度計並びに可燃性ガス検定器及び酸素濃度計の較正のための装置を備え付けなければならない。</p>		<p>(可燃性ガス検定器等) 67.0(a) 可燃性ガス検定器及び酸素濃度計は、兼用のものであつて差し支えない。 67.2(a) 酸素濃度計は、持ち運びに便利であり、かつ、取り扱いが容易なものであること。 (b) 酸素濃度計は、JIS T8201「酸素欠乏測定用酸素計」の規格に適合するものを標準とする。</p>
<p>第68条</p>	<p>(タンカーの貨物タンク等の附属設備) 第3種船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数5</p>	<p>第47条 3 固定式炭化水素ガス検知装置に係る規則第68条第3項の告示で定</p>	<p>(タンカーの貨物タンク等の附属設備) 68.1(a) 「管海官庁が適当と認める固定式のガス検知装置」については、当分</p>

<p>00トン以上の第4種船（油及びばら積みの固体貨物を交互に運送する油タンカーに限る。）には、ポンプ室、貨物油管用のダクト及びコファダム（スロップ・タンクに隣接する船舶防火構造規則第29条の2第1項のものに限る。次項において同じ。）に、管海官庁が適当と認める固定式ガス検知装置を備え付けなければならない。</p> <p>2 前項の船舶には、貨物タンク及び貨物タンクに隣接する場所（ポンプ室、貨物油管用のダクト及びコファダムを除く。）内の可燃性ガスを、開放された甲板上の場所又は容易に近づくことができる場所において検知することができるよう適当な措置を講じなければならない。</p> <p>3 載貨重量トン数2万トン以上の油タンカーには、貨物タンクに隣接する区画（ポンプ室を除く。）に、機能等について告示で定める要件に適合する固定式炭化水素ガス検知装置を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該区画の消防設備を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。</p> <p>4 国際航海に従事する総トン数500トン以上の油タンカー（二重船体構造のものに限る。）には、貨物タンクに隣接する区画（ポンプ室を除く。）内の酸素及び可燃性ガスの含有率を測定するための持運び式計測器を備え付けなければならない。</p> <p>5 総トン数500トン以上の油タンカーの貨物ポンプ室内の貨物ポンプ、バラストポンプ又はストリップポンプであつて、隔壁を貫通する軸によって駆動されるものの、隔壁貫通部軸受け、ベアリング及びポンプケーシングには、機能等について告示で定める要件に適合する温度を感知するための装置を備えなければならない。</p> <p>6 総トン数500トン以上の油タンカーの貨物ポンプ室には次に掲げる装置であつてその機能等について告示で定める要件に適合するものを備えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 炭化水素ガス濃度連続監視装置 2 ビルジ液位監視装置 <p>7 総トン数500トン以上の油タンカーの貨物ポンプ室の照明装置（非常照明装置を除く。）は、通風装置が作動していない場合には作動せず、かつ、通風装置が故障した場合に作動を停止しないものでなければならない。</p>	<p>める要件は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貨物タンクに隣接する区画（ポンプ室を除く。）の複数の適当な場所（以下「採取場所」という。）において試料を採取し、ガス分析装置により当該試料中の炭化水素ガスの濃度を順次分析する機能を有するものであること。 2 30分を超えない間隔で採取場所の資料の採取及び分析を行うものであること。 3 資料の採取管は、先端部に接続する部分を除き、独立したものであること。 4 ガス分析装置は、貨物制御室その他の管海官庁が適当と認める場所に備え付けられたものであること。 5 安全な場所で、採取した試料を大気中に排出するものであること。 6 試料中の炭化水素ガスの濃度が爆発下限界の値の30パーセント未満であつてあらかじめ設定した濃度に達したときに、自動的に装置を停止し、かつ、船橋、貨物制御室及びガス分析装置が備え付けられた場所において可視可聴の警報を発するものであること。 <p>4 温度を感知することができる装置に係る規則第68条第5項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切に温度を感知することができるものであること。 2 貨物制御室その他の貨物の制御を行う場所において可視可聴の警報を発するものであること。 5 炭化水素ガス濃度連続監視装置に係る規則第68条第6項の告示で定める要件は、次のとおりとする。 1 炭化水素ガスの濃度が爆発下限界の10パーセント未満の事前に設定した濃度に達したときに、ポンプ室、機関制御室、貨物制御室その他の貨物の制御を行う場所及び船橋において可視可聴の警報を発するものであること。 2 適当な位置における試料の採取ができるものであること。 6 ビルジ液位監視装置に係る規則第68条第6項の告示で定める要件は、次のとおりとする。 1 ビルジ液位が事前に設定した位置以上に達したときに、警報を発するものであること。 2 適当な位置に設置されたものであること。 	<p>の間次に掲げるところによるガス検知装置を認めて差し支えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 固定式のものであつて検知する区画室の外部から検知できるものであること。 (2) 防火構造告示第36条第2号から第4号まで及び第6号の要件に適合しているものであること。 (3) 爆発限界の下限の1/3の濃度に達した場合、これを自動的に表示し、かつ、ブザー等により警報する装置を備えたものであること。 (4) 故障を警報する装置を備えたものであること。 <p>68.3(a) 「貨物油タンクに隣接する区画」とは、貨物タンクに隣接するバラストタンク及び二重底又は二重船側部の空所(船首部バラストタンク、貨物タンクに隣接する隔壁甲板より下方に位置するすべてのタンク又は区画を含む。)をいう。</p> <p>(b) 「管海官庁が当該区画の消防設備を考慮して差し支えないと認める場合」とは、貨物タンクに隣接する区画(ポンプ室を除く。)に固定式イナート・ガス装置を備え付けている場合をいう。</p> <p>(c) 当該装置は、消防設備規則第68条第6項の規定により備えられる炭化水素ガス濃度連続監視装置と兼用して差し支えない。</p> <p>68.4(a) 二重船体区域がフレキシブル・サンプリング・ホースを使ってその雰囲気十分に計測できない構造となっているものは、固定式のガス試料採取管を取り付けること。ガス試料採取管は、電氣的に良導体材料を用い、かつ、その形状は放電のおそれがないものであること。</p> <p>(タンカーの貨物タンク等の付属設備)</p> <p>47.3(a) 装置は、試料の採取管、吸引ポンプ、電磁弁及びガス分析装置から構成されるものであること。</p> <p>(b) 第1号の「採取場所」に設ける採取端は、次の要件に適合するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各採取場所の少なくとも上下1箇所に設けること。ただし、載貨重量トン数50,000トン未満の船舶については、採取端は、上部又は下部のいずれかに設ければよいものとし、又、二重底のバラストタンク、部分積み付けを計画しないバラストタンク及び空所については、上部の採取端は設けなくとも差し支えない。 <ol style="list-style-type: none"> (i) 上部の採取場所は、タンク上部から1m以内に設置すること。 (ii) 下部の採取箇所は、タンク底部の外販の桁板より上方であつて、少なくともタンク底部より0.5m以上に設置すること。 (2) 当該船舶が輸送する貨物のガス濃度を考慮して設置すること。 <p>(c) 第3号の「試料の採取管」は、次の要件に適合するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 圧縮空気を用いて管のつまりを防止する手段を設けること。 (2) 非金属材料が用いられる場合にあつては、導電性の材料で製作されていること。 (3) アルミニウムを用いていないこと。 (4) フレームアレスタを設けること。 (5) 容易に接近可能な場所に手動の止め弁を設けること。 (6) ガス安全区域を通過しないこと。 <p>(d) 第4号の「管海官庁が適当と認める場所」とは、貨物制御室、船橋その他の安全な場所をいう。この場合にあつて、ガス分析装置は、ガス密の鋼製キャビネット等の密閉された囲いの中に設けられたものであること。</p> <p>(e) 第5号の「安全な位置」とは、発火源及び吸気口に隣接した位置以外の位置をいう。</p> <p>(f) 装置が故障した場合又は較正中の場合は、消防設備規則第67条の可燃性ガス検定器による継続的な炭化水素ガスの測定及び測定結果の記録を行うことができるものであること。</p>
---	--	--

第69条	<p>(無人の機関室における火災探知装置等)</p> <p>船舶には、遠隔制御装置により制御される主機を備えた船員が継続的に配置されない機関室に、火災探知装置又は当該機関室の容積に対して十分な数の自動拡散型の液体消火器若しくは粉末消火器(第1種船等にあつては位置識別機能付火災探知装置、第3種船にあつては火災探知装置に限る。)を備え付けなければならない。この場合において、火災探知装置は、管海官庁が当該機関室の状況を考慮して差し支えないと認める場合を除き、熱探知器のみを配置したものであつてはならない。</p> <p>2 第51条第2項の規定は、前項の規定により火災探知装置を備え付ける場合について準用する。</p>		<p>(無人の機関室における火災探知装置等)</p> <p>69.1(a) 3.0(c)(2)の規定は、自動拡散型の液体消火器又は粉末消火器を備え付ける場合に準用する。</p> <p>(b) 「管海官庁が当該機関室の状況を考慮して差し支えないと認める場合」には、必要な資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p>				
第69条の2	<p>(機関区域無人化船等の消防設備)</p> <p>機関区域無人化船(船舶機関規則第95条の機関区域無人化船をいう。以下この条において同じ。)並びに機関区域において1人の船員のみが当直を行う第3種船等の消火ポンプの1は、船橋及び火災制御場所において始動できるものでなければならない。ただし、管海官庁が機関区域内の機関の配置等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によるほか、機関区域無人化船の機関区域の火災の危険性を考慮して管海官庁が必要と認める場合には、当該区域に管海官庁が適当と認める追加の消防設備を備え付けなければならない。</p>		<p>(機関区域無人化船の消防設備)</p> <p>69-2.1(a) 消防主管が、消火ポンプの1によって常に加圧された状態となるよう設計されている場合には、消火ポンプの一が船橋及び火災制御場所から遠隔制御により始動できないものであつても差し支えない。</p> <p>69-2.2(a) 「管海官庁が必要と認める場合」は、資料(「管海官庁が適当と認める追加の消防設備」についての資料を含む。)を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p>				
第70条	船舶には、ハロゲン化物を消火剤として使用する消防設備を備え付けてはならない。						
第71条	<p>(予備の消火剤)</p> <p>船舶(漁船であつて第3種船以外のものを除く。)には、告示で定める容量又は質量の予備の消火剤を備え付けなければならない。</p> <p>2 前項において、この章に規定する数を超えて備え付ける消火器に充てんされている消火剤は、予備の消火剤とみなすことができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、陸岸に係留されている係留船には、予備の消火剤は、備え付けることを要しない。</p>	<p>(予備の消火剤)</p> <p>第48条 第1種船、総トン数1000トン以上の第2種船及び第3種船に係る規則第71条第1項の告示で定める容量又は質量は、次に掲げる持運び式の消火器又は簡易式の消火器の合計数の区分に応じ当該各号に掲げる数の消火器を充てんすることができる容量又は質量とする。</p> <p>1 合計数が10以下の場合 合計数と同数</p> <p>2 合計数が10を超える場合 10に10を超えた数に0.5を乗じて得た数を加えた数(60を超える場合にあつては60とする。)</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる船舶に係る規則第71条第1項の告示で定める容量又は質量は、規則第3章の規定により備え付ける持運び式の消火器又は簡易式の消火器の数にそれぞれ同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数を下らない数のこれらの消火器を充てんすることができる容量又は質量とする。</p> <table border="1" data-bbox="1202 1325 1944 1388"> <tr> <td>総トン数100トン以上1000トン未満の第2種船</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>総トン数100トン未満の第2種船及び第4種船</td> <td>0.1</td> </tr> </table>	総トン数100トン以上1000トン未満の第2種船	0.25	総トン数100トン未満の第2種船及び第4種船	0.1	<p>第2節 第3種船及び第4種船</p> <p>第3節 雑則</p> <p>(予備の消火剤)</p> <p>48.0(a) 鎮火性ガス消火器、液体消火器等船上において消火剤の取換えができないものの予備の消火剤は、相当する数の消火器とする。</p> <p>(b) 粉末消火器の予備の消火剤は、相当する数の起動用ガスボンベを併せて備えること。</p>
総トン数100トン以上1000トン未満の第2種船	0.25						
総トン数100トン未満の第2種船及び第4種船	0.1						
第72条	<p>(消防設備の迅速な利用)</p> <p>この章の規定により備え付ける消防設備は、いかなる時にも良好な状態に保ち、かつ、直ちに使用することができるようにしておかなければならない。</p>						
第73条	<p>(手引書)</p> <p>第1種船及び第3種船には、消火又は火災の防止のためのすべての装置及び設備の維持及び操作に関する手引書を、容易に近づくことができる場所に、直ちに利用することができるように覆いをして備えておかなければならない。</p> <p>2 第2種船及び第4種船であつて、自動スプリンクラ装置、固定式イナート・ガス装置又は火災探知装置を備え付けるものには、当該装置の維持及び操作に関する手引書を備えておかなければならない。</p>		<p>(手引書)</p> <p>73.1(a) 「消火又は火災の防止のためのすべての装置及び設備」の維持に関する手引書(保守計画書)は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 少なくとも次の防火設備並びに消火装置及び器具について含むものであること。</p> <p>(i) 消火ポンプ、非常ポンプ、送水管、消火栓、消火ホース、ノズル、国際陸上施設連結具</p> <p>(ii) 火災探知装置</p> <p>(iii) 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置、固定式加圧水噴霧装置及びその他の消火設備</p> <p>(iv) 自動スプリンクラ装置</p> <p>(v) 通風装置(防火・防災ダンパー、ファン及び制御装置を含む)</p>				

			<ul style="list-style-type: none"> (vi) 燃料油タンクの遠隔危急遮断弁 (vii) 防火戸(制御装置を含む) (viii) 一般非常警報装置 (ix) 非常用発電機 (x) 持運び式消火器 (xi) 消防員装具 (xii) 非常標識(36人を超える旅客を運送する船舶に限る。) (xiii) 船内通報装置(36人を超える旅客を運送する船舶に限る。) (xiv) 固定式イナート・ガス装置(タンカーに限る。) (xv) 固定式甲板泡装置(タンカーに限る。) (xvi) ポンプ室の火災安全措置(タンカーに限る。) (xvii) 可燃性ガス検定器(タンカーに限る。) <p>(2) 保守計画書の一部として、船上保守プログラムを構築する場合、コンピュータベースとすることができる。</p> <p>(b) 「消火又は火災の防止のためのすべての装置及び設備」の操作に関する手引書(火災安全操作ブックレット)は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 船内で使用される言語で記載されること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 固定式高膨脹泡消火装置にあつては、使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語のいずれでもない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付さなければならない。 <p>(2) 記載事項は次のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 少なくとも(a)(1)に掲げる防火設備並びに消火装置及び器具について、その操作取扱いが説明されたものであること。 (ii) 火災安全に関して船舶の安全運航及び貨物の操作作業のために必要な情報及び指示 (iii) 貨物の荷役中及び航行中の船舶における一般的火災安全に対する乗組員の責任に関する情報 (iv) 一般貨物の取扱いのために必要な、火災安全に係る注意事項の説明 (v) 危険物ばら積船にあつては、BCコード、IBCコード、IGCコード又はIMDGコードに記載された消火方法及び緊急時の貨物の取扱いに関する参考事項 (vi) 固定式高膨脹泡消火装置にあつては、装置の各系統について、泡を放出する場所及びその場所を示す表又は図。 <p>附 2.2(a) 設備規程心得附則(昭和 59 年 8 月 30 日)附 2.16 は、本項について準用する。</p> <p>(3) 操作手引書(火災安全操作ブックレット)は、訓練手引書と統合することでもよい。なお、統合した際には、当該冊子の表紙等分かりやすい箇所に統合した旨を記述すること。</p> <p>(4) 船員災害防止協会発刊(海事局船員労働環境課監修)の「訓練手引書」及び日本船主協会が策定した「火災安全操作ブックレット作成の指針」に従い作成された「操作手引書(火災安全操作ブックレット)」を統合したものは、適切なものとして認めて差し支えない。</p> <p>73.2(a) 「自動スプリンクラ装置、固定式イナート・ガス装置又は火災探知装置」の維持に関する手引書(保守計画書)は、保守計画書の一部として、船上保守プログラムを構築する場合、コンピュータベースとすることができる。</p> <p>(b) 「自動スプリンクラ装置、固定式イナート・ガス装置又は火災探知装置」の操作に関する手引書(火災安全操作ブックレット)は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 記載事項は次のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 自動スプリンクラ装置、固定式イナート・ガス装置又は火災探知装置について、その操作取扱いが説明されたものであること。 (ii) 火災安全に関して船舶の安全運航及び貨物の操作作業のために必要な情報及び指示
--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> (iii) 貨物の荷役中及び航行中の船舶における一般的火災安全に対する乗組員の責任に関する情報 (iv) 一般貨物の取扱いのために必要な、火災安全に係る注意事項の説明 (v) 危険物ばら積船にあつては、BCコード、IBCコード、IGCコード又はIMDGコードに記載された消火方法及び緊急時の貨物の取扱いに関する参考事項 <p>(2) 操作手引書(火災安全操作ブックレット)は、訓練手引書と統合することでもよい。なお、統合した際には、当該冊子の表紙等分かりやすい箇所に統合した旨を記述すること。</p>
第74条	<p>(消火器の備付けの制限)</p> <p>船舶の居住区域には、炭酸ガス消火器を備え付けてはならない。</p> <p>2 船舶の制御場所及び航行の安全のための電気設備がある場所には、電気伝導性のある消火剤又は有害な消火剤を用いた消火器を備え付けてはならない。</p>		